

議会全員協議会会議次第

平成27年6月8日 午前9時30分～
松川町役場 協議会室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

- (1) 平成27年度国民健康保険事業について [保健福祉課] 資料No.1
- (2) 国民健康保険税条例の一部改正について [住民税務課] 資料No.2
- (3) 松川町特別会計条例の一部改正について [まちづくり政策課] 議案書
- (4) 画地区分調査(かくち、くぶん調査)について [住民税務課] 資料No.3
- (5) 地域活動支援センターの改修について [保健福祉課] 資料No.4
- (6) 地域少子化対策事業、未来デザイン支援講座について [保健福祉課] 資料No.5

4. 報告事項

- (1) 町道古町境の沢線における事故報告 [総務課] 議案書
[建設課] 資料No.6
- (2) 選挙管理委員辞職に伴う委員構成について [総務課] 資料No.7
- (3) 臨時福祉給付金・子育て世代臨時給付金について [保健福祉課] 予算概要書
- (4) 工事入札結果の報告 [建設課] 資料No.9
 - ・平成26年度社会資本整備総合交付金事業(道路事業)町道大草線
橋梁整備工事(郷原4工区)

裏面に続く

4. その他

- ・
- ・

5. 閉 会

議員のみ関係（終了後 議員協議会）

※各種委員会、審議会等出席議員からの報告

※議員協議会

6月8日（月） 15:30～

（本会議終了後）

※北部地区講演会（本日 18:30～豊丘村ゆめあるて）

※下伊那北部ブロック町村議会、中部伊那町村議会 議題報告

6月30日まで →議題名報告（事務局へ）

4. その他

- ・
- ・

5. 閉 会

議員のみ関係（終了後 議員協議会）

※各種委員会、審議会等出席議員からの報告

※議員協議会

6月8日（月） 15:30～

（本会議終了後）

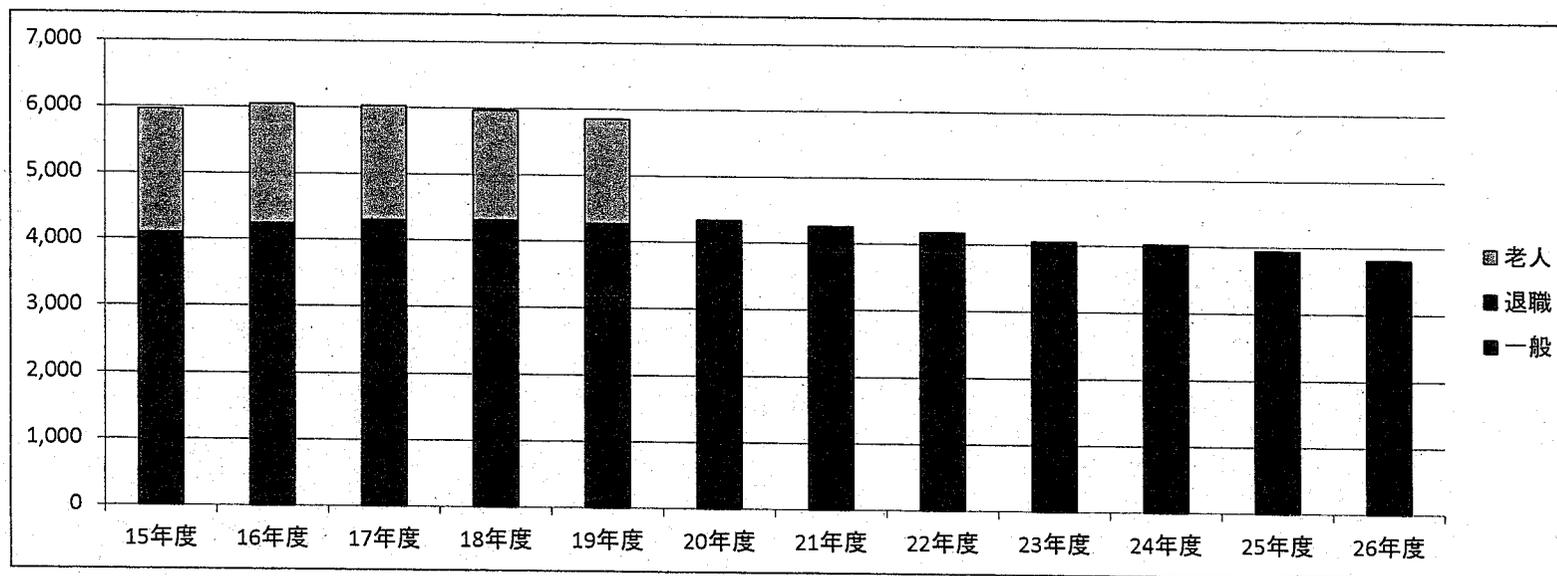
※北部地区講演会（本日 18:30～豊丘村ゆめあるて）

※下伊那北部ブロック町村議会、中部伊那町村議会 議題報告

6月30日まで →議題名報告（事務局へ）

被保険者数の推移(各年度3月31日時点)

年度	世帯数	被保険者数	国保一世帯当たり被保険者	前年比	被 保 険 者 の 内 訳								
					一 般			退 職			老 人		
					人数	割合	前年比	人数	割合	前年比	人数	割合	前年比
15	世帯 2,565	人 5,957	2.3	-	人 3,405	57.2%	-	人 692	11.6%	-	人 1,860	31.2%	-
16	2,622	6,045	2.3	101.5%	3,401	56.3%	99.9%	845	14.0%	122.1%	1,799	29.8%	96.7%
17	2,650	6,029	2.3	99.7%	3,362	55.8%	98.9%	942	15.6%	111.5%	1,725	28.6%	95.9%
18	2,655	5,966	2.2	99.0%	3,275	54.9%	97.4%	1,037	17.4%	110.1%	1,654	27.7%	95.9%
19	2,647	5,852	2.2	98.1%	3,155	53.9%	96.3%	1,115	19.1%	107.5%	1,582	27.0%	95.6%
20	2,133	4,344	2.0	74.2%	3,959	91.1%	125.5%	385	8.9%	34.5%			
21	2,101	4,265	2.0	98.2%	3,907	91.6%	98.7%	358	8.4%	93.0%			
22	2,103	4,190	2.0	98.2%	3,849	91.9%	98.5%	341	8.1%	95.3%			
23	2,074	4,058	2.0	96.8%	3,691	91.0%	95.9%	367	9.0%	107.6%			
24	2,065	4,027	2.0	99.2%	3,720	92.4%	100.8%	307	7.6%	83.7%			
25	2,065	3,944	1.9	97.9%	3,673	93.1%	98.7%	271	6.9%	88.3%			
26	2,019	3,817	1.9	96.8%	3,591	94.1%	97.8%	226	5.9%	83.4%			

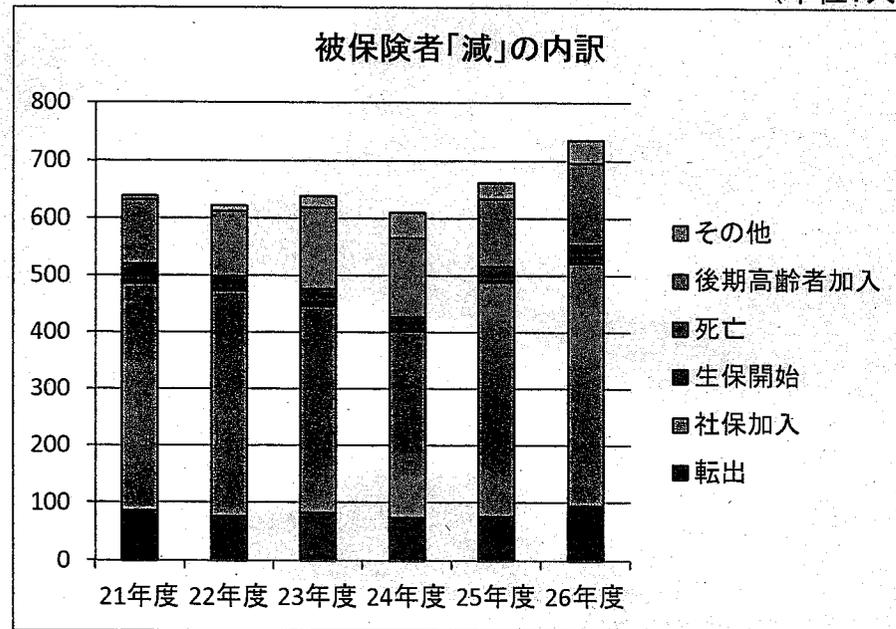
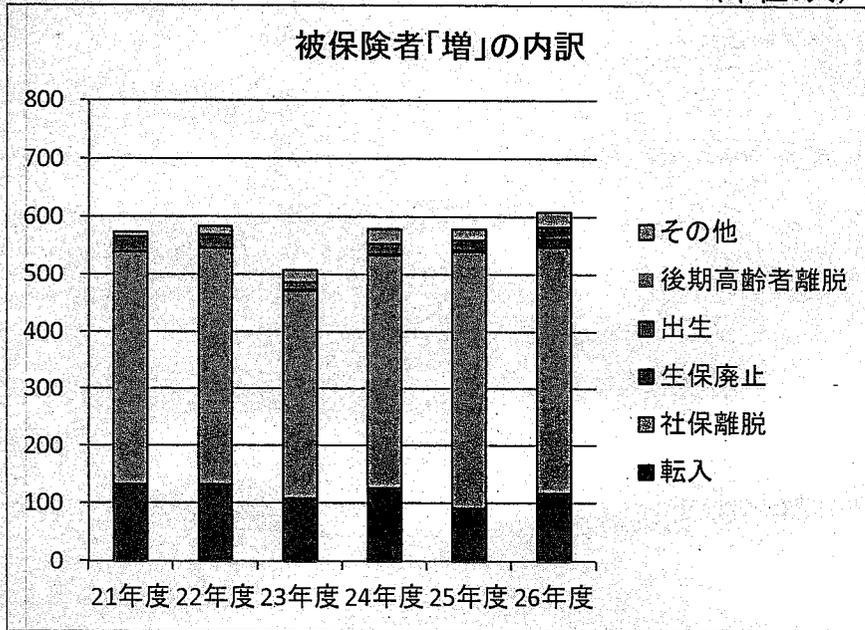


被保険者の増減内訳

年度	被保険者増の内訳							被保険者減の内訳						
	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離	その他	計	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加	その他	計
21年度	133	407	0	27	0	8	575	86	400	6	29	112	7	640
22年度	133	413	0	24	0	15	585	76	398	4	21	114	10	623
23年度	108	364	2	13	0	21	508	83	364	7	23	142	21	640
24年度	126	408	2	18	0	26	580	74	329	4	20	140	44	611
25年度	91	450	2	18	0	19	580	76	413	2	26	118	28	663
26年度	117	432	14	20	0	26	609	95	428	11	20	143	39	736

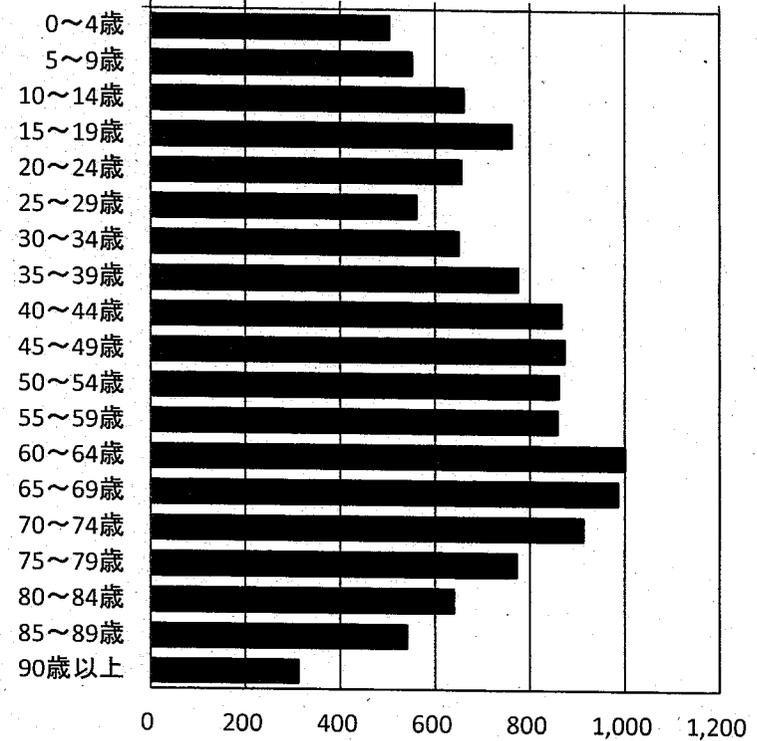
(単位:人)

(単位:人)



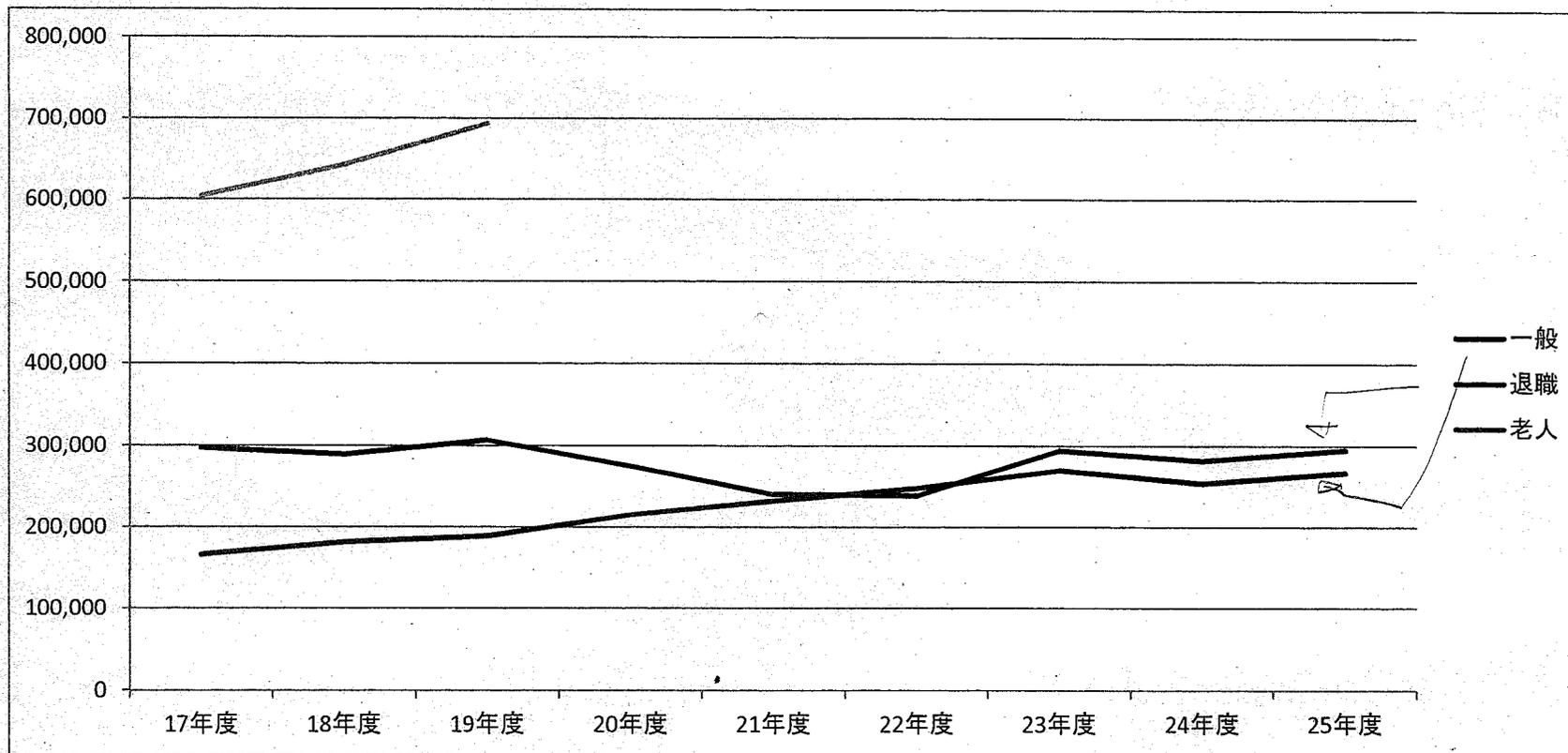
平成26年度末の国保被保険者の年代別構成

年齢階層	全人口			国保加入者			全加入者 数に占め る割合(%)	全人口に 占める割 合(%)
	男	女	計	男	女	計		
0～4歳	257	247	504	38	45	83	2.2	16.5
5～9歳	271	281	552	38	55	93	2.4	16.8
10～14歳	327	334	661	66	59	125	3.3	18.9
15～19歳	381	381	762	84	88	172	4.5	22.6
20～24歳	342	314	656	66	61	127	3.3	19.4
25～29歳	293	268	561	51	37	88	2.3	15.7
30～34歳	332	318	650	68	58	126	3.3	19.4
35～39歳	400	376	776	80	59	139	3.6	17.9
40～44歳	433	434	867	109	90	199	5.2	23.0
45～49歳	436	437	873	101	101	202	5.3	23.1
50～54歳	427	434	861	89	106	195	5.1	22.6
55～59歳	428	431	859	135	128	263	6.9	30.6
60～64歳	494	507	1,001	241	286	527	13.8	52.6
65～69歳	489	497	986	377	369	746	19.5	75.7
70～74歳	434	479	913	351	383	734	19.2	80.4
75～79歳	342	430	772	0	0	0	0.0	0.0
80～84歳	270	370	640	0	0	0	0.0	0.0
85～89歳	208	333	541	0	0	0	0.0	0.0
90歳以上	82	230	312	0	0	0	0.0	0.0
合計	6,646	7,101	13,747	1,894	1,925	3,819	-	27.8



■: 全人口

一人当たり医療費の推移



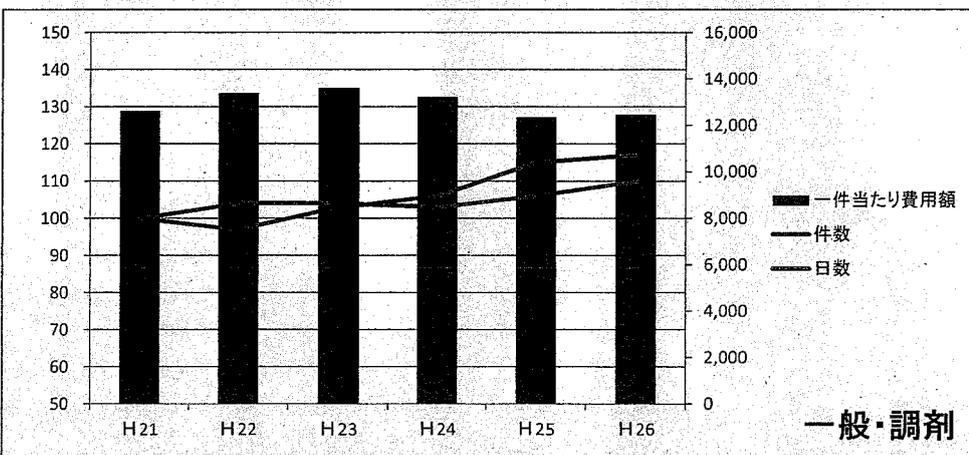
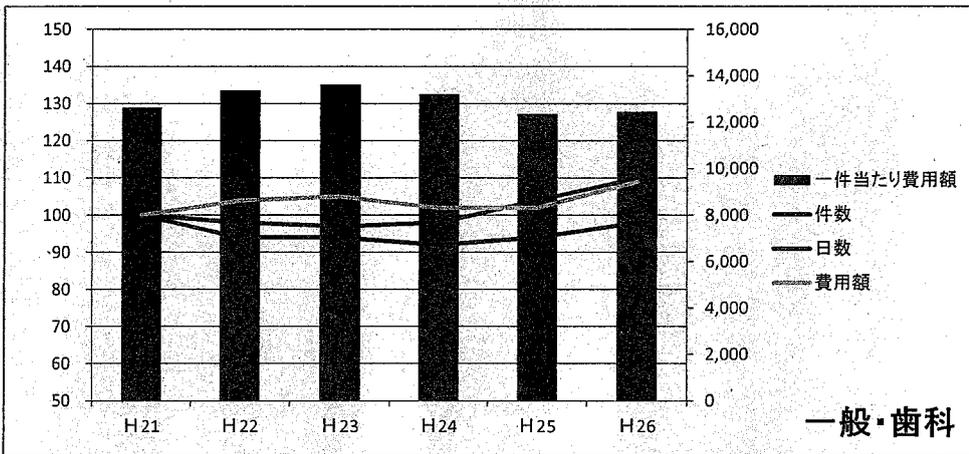
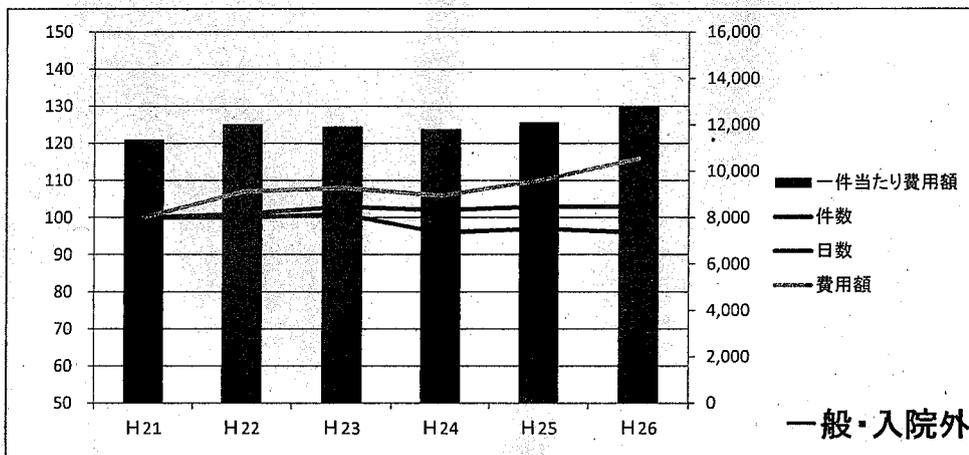
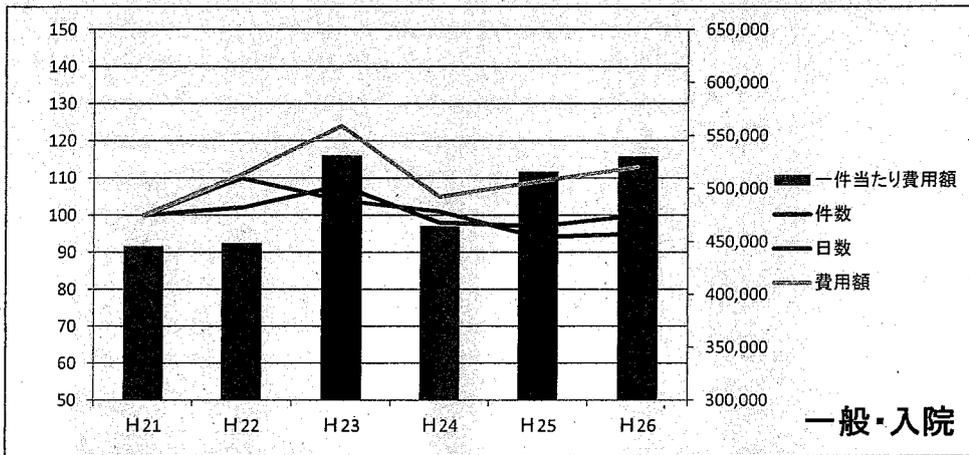
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度(見込)
一般	165,810	181,092	188,411	215,067	231,841	247,386	269,878	253,243	266,912	276,947
退職	297,341	289,235	307,041	275,201	240,578	239,136	294,185	281,749	295,278	344,282
老人	603,902	642,932	692,964	/	/	/	/	/	/	/
県下順位	71/81	68/81	66/81	77/80	72/77	65/77	58/77	65/77	67/77	-

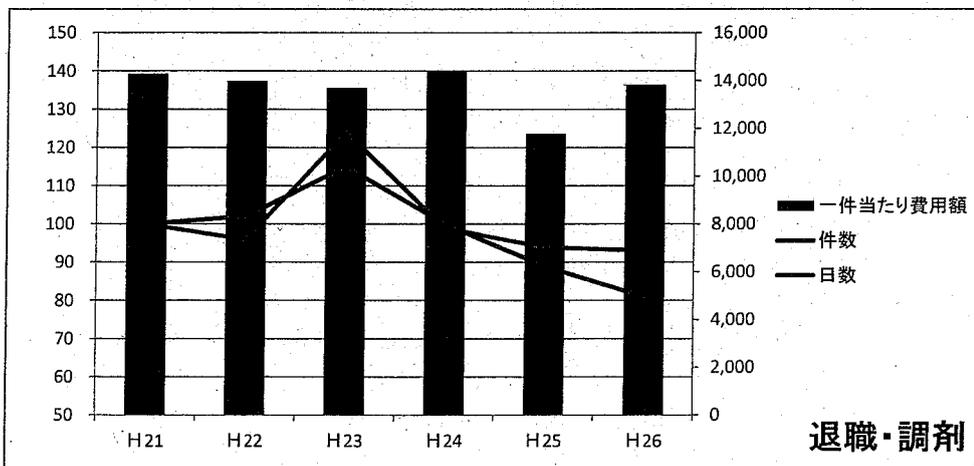
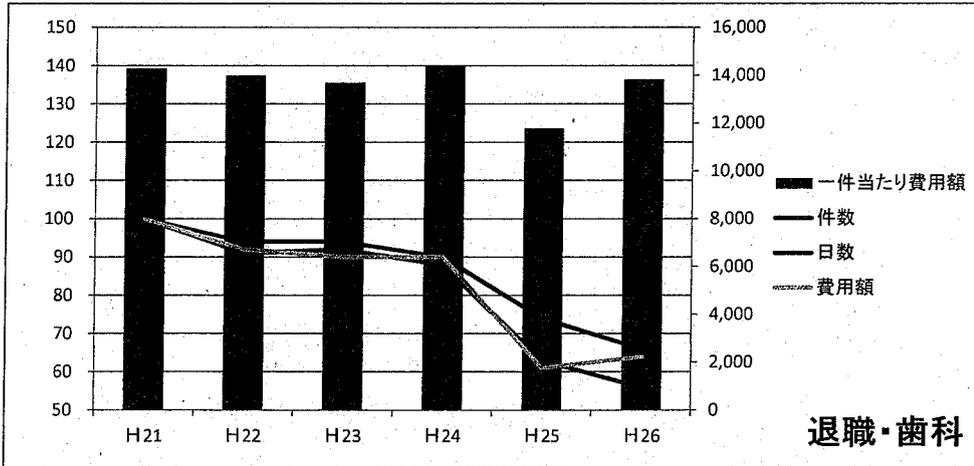
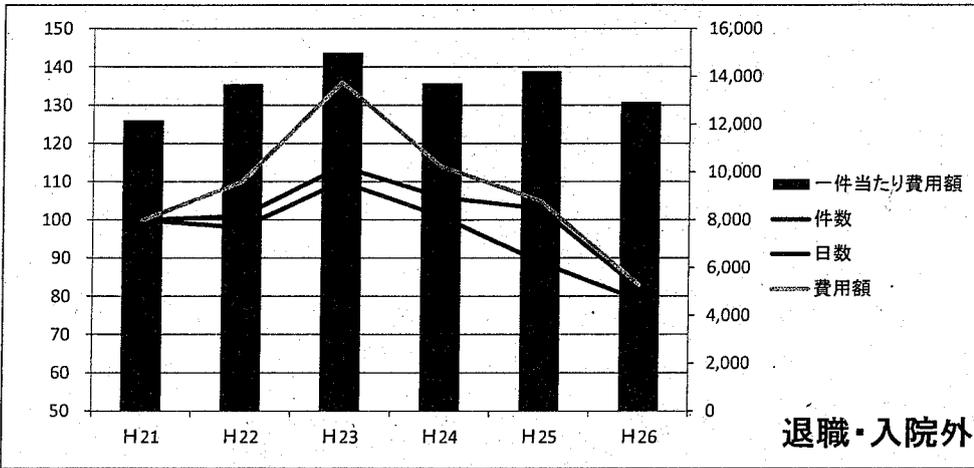
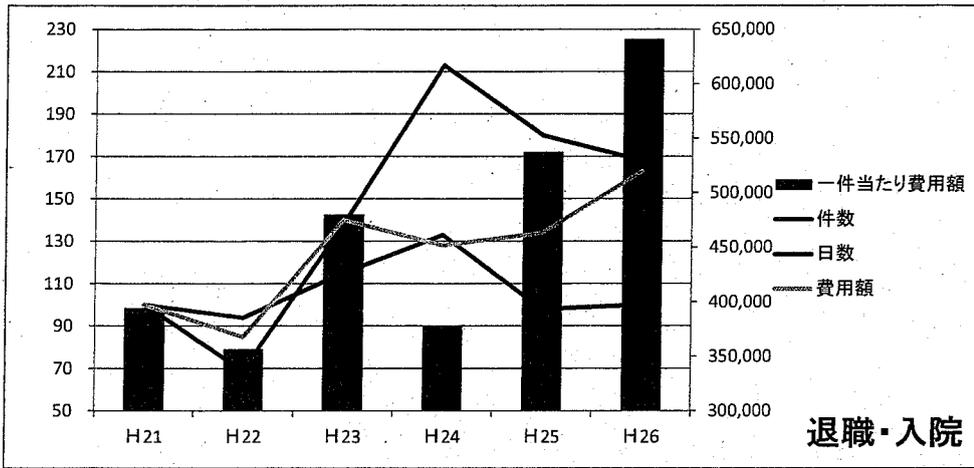
国民健康保険一人当たりの医療費の推移（長野県） 全市町村多い順

（単位：円）

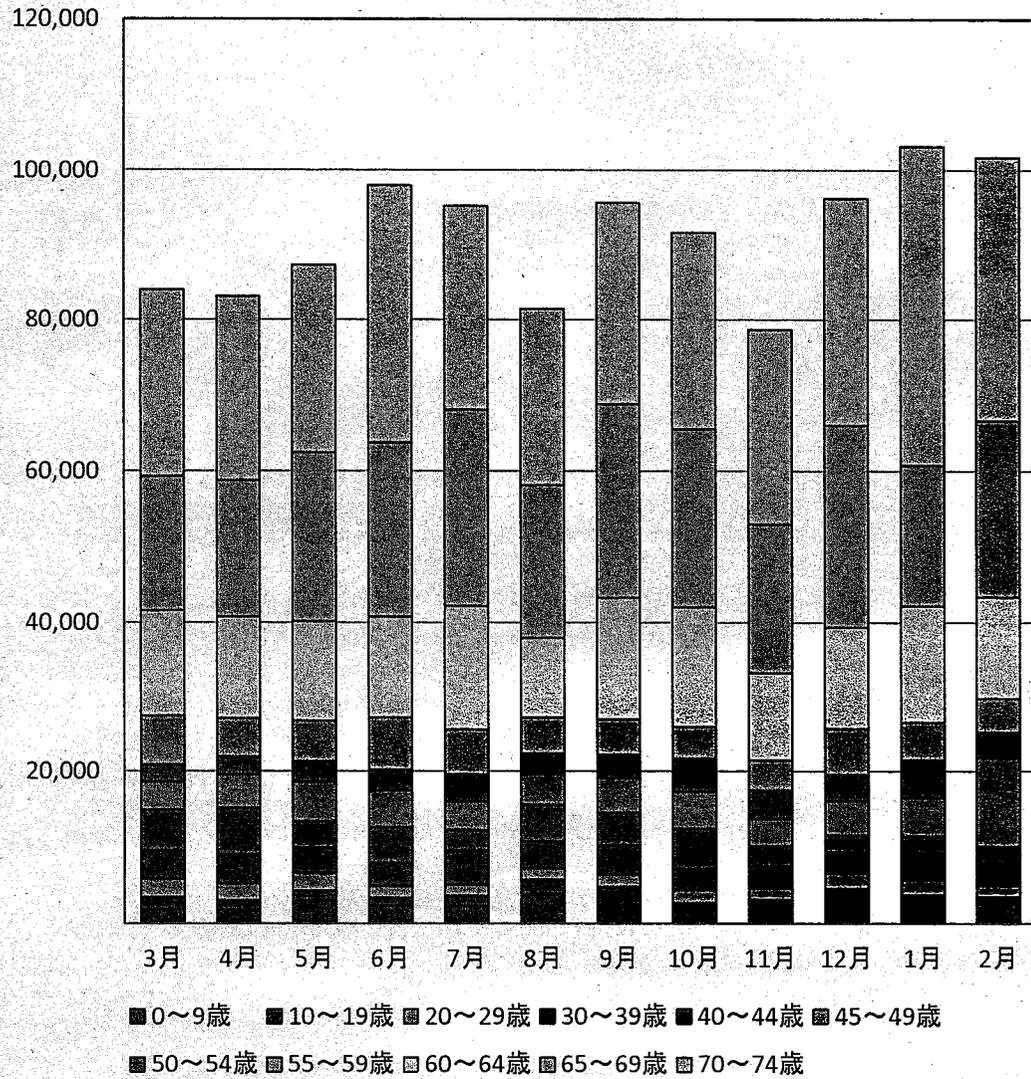
順位	全体（一般＋退職）									
	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度（速報値）	
	保険者名	医療費	保険者名	医療費	保険者名	医療費	保険者名	医療費	保険者名	医療費
1	麻績村	377,779	麻績村	386,079	天龍村	408,869	筑北村	415,635	平谷村	456,359
2	天龍村	370,975	南木曾町	381,093	筑北村	404,022	天龍村	397,949	麻績村	451,709
3	壳木村	368,519	筑北村	366,438	南木曾町	368,520	小川村	389,276	筑北村	433,780
4	筑北村	355,164	大桑村	359,288	麻績村	355,862	麻績村	382,329	南木曾町	428,966
5	南木曾町	352,950	天龍村	348,919	青木村	355,415	南木曾町	380,765	小川村	407,294
6	青木村	348,223	松川村	341,907	大桑村	353,432	青木村	372,751	壳木村	383,787
7	根羽村	339,046	生坂村	341,255	泰阜村	347,090	大桑村	366,515	大町市	374,295
8	池田町	325,451	木祖村	338,375	小川村	346,787	坂城町	363,150	生坂村	372,244
9	木曾町	313,787	坂城町	332,611	松川村	345,826	池田町	351,118	青木村	371,782
10	飯綱町	313,518	池田町	329,473	坂城町	344,964	松川村	350,961	大桑村	368,710
11	岡谷市	313,308	信濃町	325,547	生坂村	344,842	王滝村	348,654	坂城町	359,870
12	長和町	312,163	岡南町	322,065	安曇町	337,809	下諏訪町	347,323	千曲市	357,764
13	木祖村	311,579	青木村	321,558	木曾町	336,913	信濃町	346,836	飯綱町	357,155
14	大桑村	309,545	木曾町	321,528	信濃町	336,175	根羽村	346,719	木曾町	352,374
15	下諏訪町	308,513	大町市	321,284	大町市	332,502	飯綱町	345,991	飯山市	351,815
16	千曲市	308,030	千曲市	319,219	下諏訪町	332,251	大町市	341,121	安曇野市	346,525
17	松川村	306,319	辰野町	317,084	長和町	327,925	千曲市	341,037	須坂市	346,487
18	生坂村	305,018	岡谷市	317,038	飯綱町	324,578	飯山市	340,356	岡谷市	345,044
19	上松町	304,397	飯山市	316,112	辰野町	323,797	木曾町	338,043	信濃町	341,706
20	坂城町	303,720	上松町	315,623	根羽村	323,157	生坂村	336,725	辰野町	340,992
21	大町市	300,761	根羽村	313,732	岡谷市	323,151	須坂市	332,586	阿南町	340,064
22	辰野町	299,397	泰阜村	312,669	宮田村	322,381	壳木村	329,145	下諏訪町	337,884
23	栄村	299,224	下諏訪町	312,174	千曲市	321,192	安曇野市	328,568	塩尻市	336,920
24	阿南町	298,584	北相木村	311,768	池田町	319,508	長和町	327,853	池田町	336,692
25	長野市	298,573	長野市	310,602	高山村	317,731	辰野町	327,087	小布施町	336,096
26	信濃町	294,260	松本市	310,539	松本市	316,988	塩尻市	325,982	松本市	335,098
27	松本市	293,727	小川村	310,410	安曇野市	315,897	松本市	323,777	高山村	333,762
28	宮田村	291,755	塩尻市	309,249	山形村	314,970	長野市	323,735	上田市	332,782
29	安曇野市	291,409	飯綱町	308,296	木祖村	314,936	高山村	322,233	王滝村	331,948
30	小川村	291,397	安曇野市	305,532	長野市	314,295	上田市	320,578	木島平村	330,404
31	塩尻市	291,371	上田市	304,000	喬木村	314,148	山形村	319,890	長野市	330,113
32	野次温泉村	290,658	駒ヶ根市	298,746	塩尻市	311,897	岡谷市	319,640	松川村	327,837
33	飯山市	290,159	諏訪市	297,747	飯山市	310,931	南相木村	318,517	天龍村	326,804
34	上田市	289,469	須坂市	297,460	栄村	310,674	木祖村	316,334	諏訪市	326,200
35	阿智村	288,604	高山村	296,858	阿智村	308,387	諏訪市	316,269	諏訪市	325,260
36	須坂市	288,005	須坂市	295,041	須坂市	308,263	泰阜村	316,214	箕輪町	323,358
37	須坂市	283,258	東御市	293,803	小布施町	305,317	上松町	315,520	伊那市	321,005
38	伊那市	280,336	山形村	292,183	上田市	304,485	伊那市	314,403	東御市	319,660
39	北相木村	279,397	宮田村	291,408	須坂市	303,819	栄村	312,803	佐久市	317,556
40	諏訪市	278,878	長和町	290,988	上松町	302,102	富士見町	310,277	長和町	314,548
41	駒ヶ根市	278,519	壳木村	289,059	諏訪市	296,841	小布施町	309,354	富士見町	313,833
42	中川村	274,126	喬木村	285,740	高森町	295,598	東御市	307,863	飯田市	313,397
43	高森町	273,591	伊那市	285,416	東御市	294,612	箕輪町	305,452	泰阜村	311,576
44	東御市	272,043	高森町	284,976	箕輪町	293,122	伊那市	304,369	根羽村	311,564
45	中野市	271,827	軽井沢町	284,618	飯田市	292,562	茅野市	303,002	立科町	311,214
46	飯田市	271,680	中野市	283,791	南相木村	292,017	宮田村	302,200	阿智村	311,149
47	小布施町	267,915	小布施町	282,620	伊那市	291,982	駒ヶ根市	302,148	茅野市	310,365
48	小諸市	267,897	飯田市	282,460	駒ヶ根市	291,273	中川村	300,477	栄村	309,960
49	泰阜村	265,693	原村	282,208	軽井沢町	290,611	阿智村	300,350	中野市	308,358
50	箕輪町	264,828	小諸市	279,805	下條村	288,469	飯田市	300,107	飯島町	307,133
51	山ノ内町	263,242	山ノ内町	278,402	野次温泉村	287,199	中野市	298,018	南箕輪村	306,467
52	喬木村	263,022	立科町	278,216	南箕輪村	286,678	喬木村	297,170	佐久穂町	306,074
53	佐久穂町	260,456	南相木村	276,709	中野市	284,713	阿南町	295,965	上松町	305,668
54	山形村	258,902	箕輪町	275,071	木島平村	284,392	飯島町	294,995	大鹿村	305,248
55	軽井沢町	258,882	小海町	275,004	富士見町	284,352	佐久穂町	294,230	小諸市	303,244
56	立科町	258,741	中川村	274,893	佐久市	283,948	佐久市	293,662	野次温泉	303,228
57	高山村	258,290	佐久市	273,586	茅野市	283,614	立科町	291,877	駒ヶ根市	302,756
58	飯島町	257,446	佐久穂町	273,144	小諸市	282,544	下條村	290,362	軽井沢町	302,449
59	茅野市	256,202	松川町	272,085	立科町	279,841	軽井沢町	289,890	御代田町	300,761
60	佐久市	255,887	野次温泉村	271,687	佐久穂町	279,051	高森町	288,463	中川村	300,023
61	富士見町	255,665	栄村	270,809	中川村	278,236	朝日村	287,456	朝日村	299,645
62	小谷村	255,395	茅野市	268,807	王滝村	277,314	南箕輪村	287,408	山形村	294,221
63	木島平村	252,998	阿智村	265,602	原村	273,763	小諸市	283,690	高森町	292,854
64	原村	250,941	木島平村	264,724	御代田町	264,953	木島平村	283,078	宮田村	292,358
65	朝日村	248,783	富士見町	264,269	山ノ内町	264,385	山ノ内町	281,083	山ノ内町	290,165
66	松川町	246,696	南箕輪村	259,636	松川町	258,104	野次温泉	272,034	木祖村	290,089
67	南相木村	245,404	下條村	257,940	飯島町	257,824	御代田町	269,588	小海町	289,958
68	大鹿村	244,360	飯島町	255,152	小海町	256,729	松川町	269,063	原村	286,967
69	小海町	243,926	白馬村	252,860	小谷村	254,230	原村	266,974	喬木村	285,674
70	御代田町	238,392	御代田町	249,255	朝日村	253,184	平谷村	254,511	松川町	283,186
71	豊丘村	238,153	小谷村	244,437	大鹿村	248,705	北相木村	252,937	下條村	274,583
72	南箕輪村	237,720	大鹿村	240,832	豊丘村	244,656	小海町	252,868	北相木村	254,216
73	下條村	232,565	朝日村	240,602	壳木村	241,744	大鹿村	247,692	豊丘村	253,474
74	平谷村	228,784	豊丘村	234,522	白馬村	238,266	白馬村	240,193	白馬村	250,354
75	白馬村	226,878	平谷村	234,215	北相木村	230,806	小谷村	239,369	小谷村	236,808
76	王滝村	217,085	王滝村	229,203	南牧村	197,177	豊丘村	231,621	南相木村	231,333
77	南牧村	206,784	川上村	171,171	川上村	170,084	豊丘村	188,072	南牧村	193,210
78	川上村	194,419	南牧村	167,460	平谷村	163,345	南牧村	180,855	川上村	175,173

※平成27年5月12日速報値

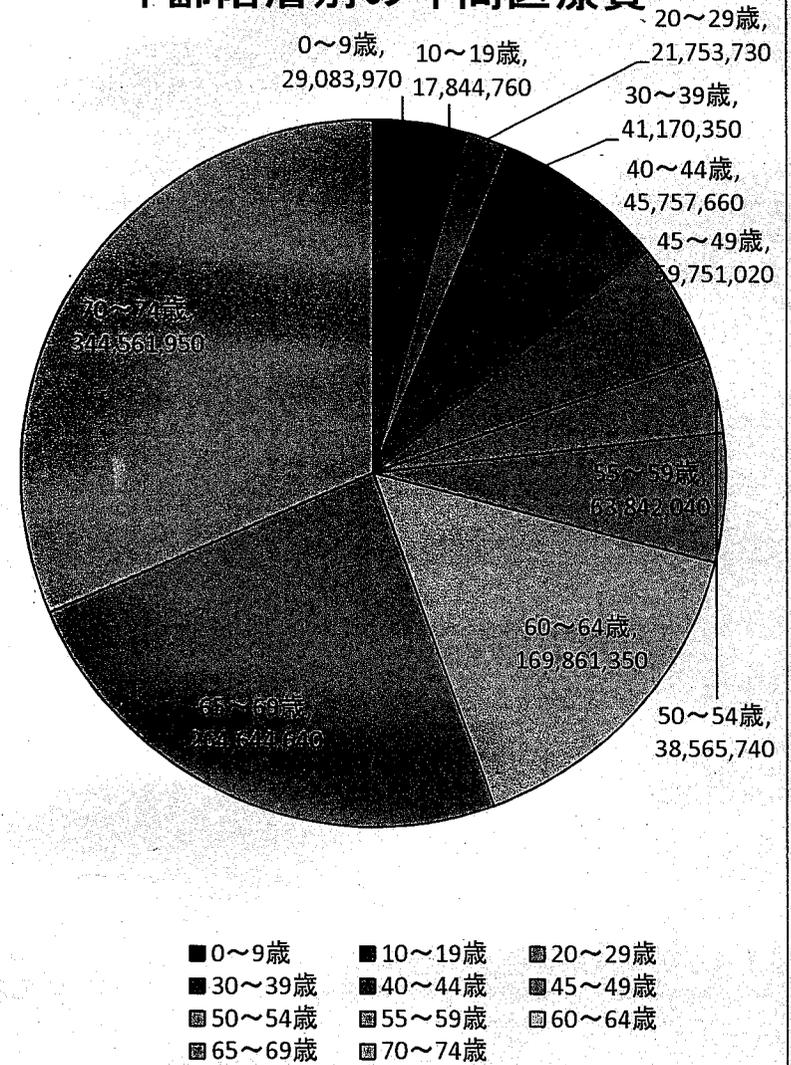




年齢階層別医療費の年間推移



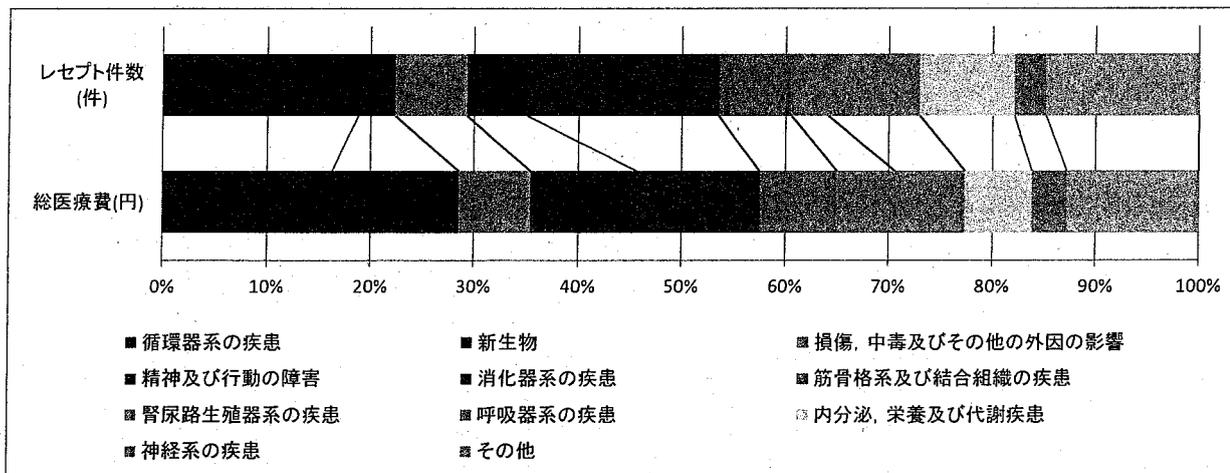
年齢階層別の年間医療費



主な疾病の件数と総医療費

疾病大分類	レセプト件数(件)	総医療費(円)	レセプト1件当たりの医療費(円)
感染症及び寄生虫症	900	22,352,690	24,836
新生物 *ガンなど	1,316	98,182,140	74,606
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	369	4,271,060	11,575
内分泌, 栄養及び代謝疾患 *糖尿病など	3,383	51,552,420	15,239
精神及び行動の障害	2,088	82,460,720	39,493
神経系の疾患	1,103	27,177,190	24,639
眼及び付属器の疾患	2,523	39,782,690	15,768
耳及び乳様突起の疾患	896	20,205,770	22,551
循環器系の疾患 *脳卒中, 心臓病など	6,904	130,788,850	18,944
呼吸器系の疾患	3,228	54,403,290	16,854
消化器系の疾患 *胃・大腸の疾患, 虫歯など	6,808	94,976,560	13,951
皮膚及び皮下組織の疾患	1,462	12,303,100	8,415
筋骨格系及び結合組織の疾患	2,573	59,809,510	23,245
腎尿路生殖器系の疾患 *人工透析の必要な腎不全など	1,317	45,257,430	34,364
妊娠, 分娩及び産じょく	37	3,788,750	102,399
周産期に発生した病態	41	1,335,200	32,566
先天奇形, 変形及び染色体異常	106	2,110,300	19,908
症状, 徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されない	537	8,777,480	16,345
損傷, 中毒及びその他の外因の影響	2,559	54,914,620	21,459
合計	38,150	814,449,770	21,349

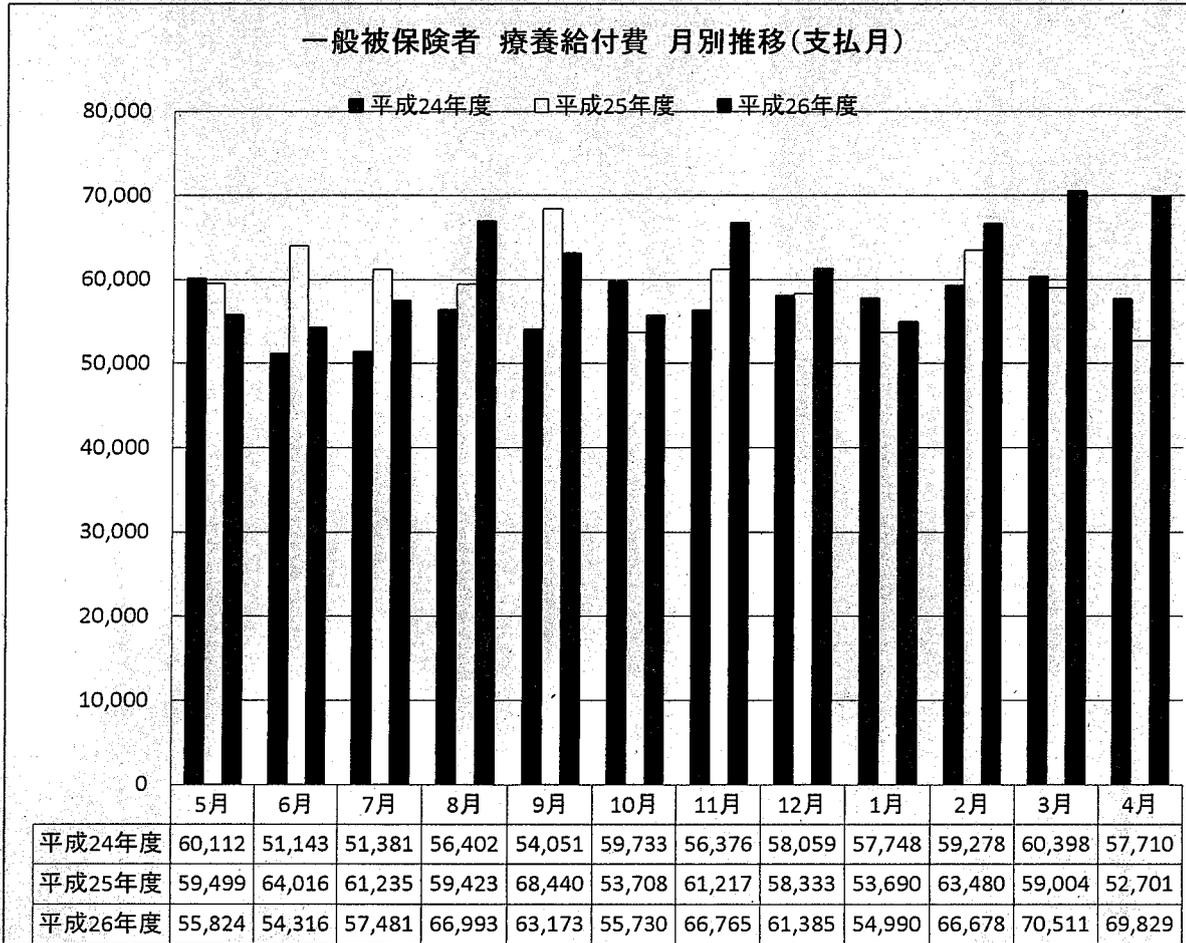
* 調剤レセプトは含まれていません。



平成26年度 保険給付費の状況

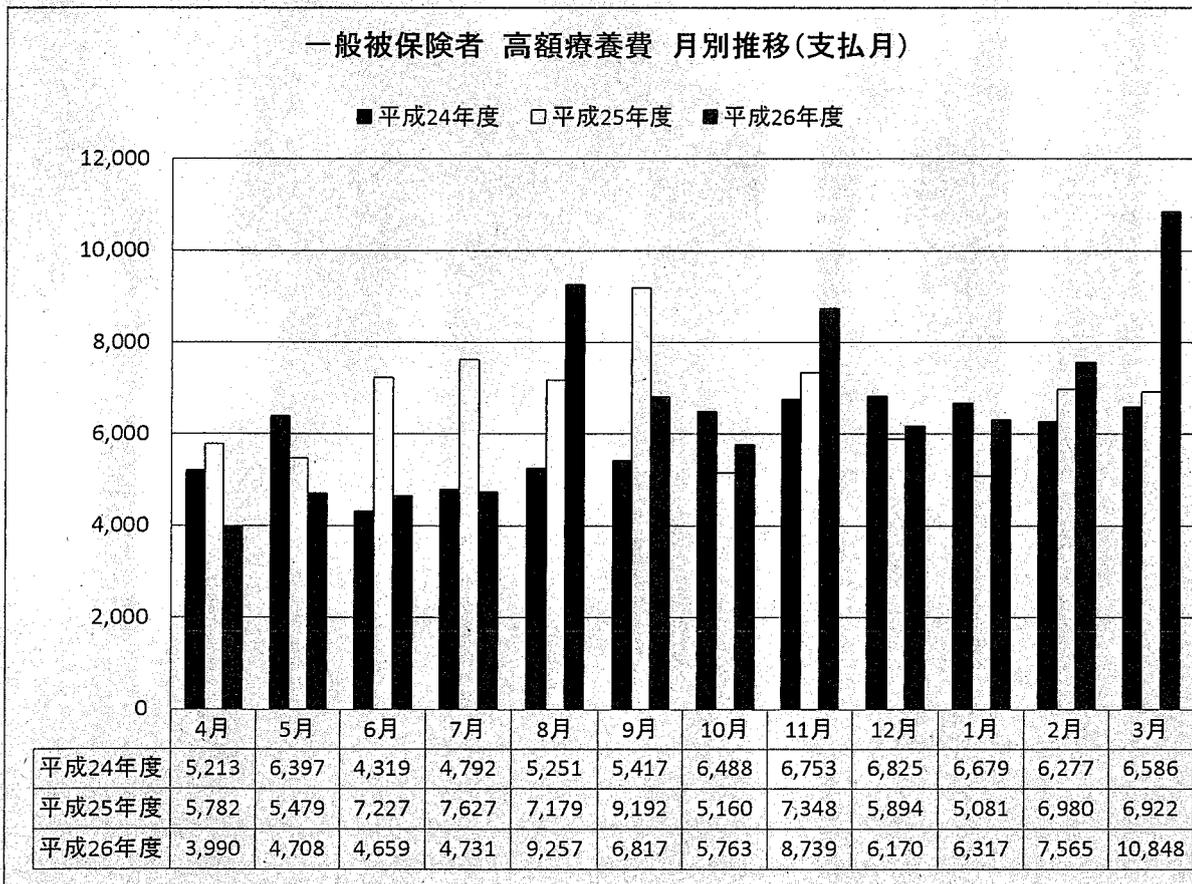
1 一般被保険者 療養給付費 月別推移

(単位:千円)



2 一般被保険者 高額療養費 月別推移

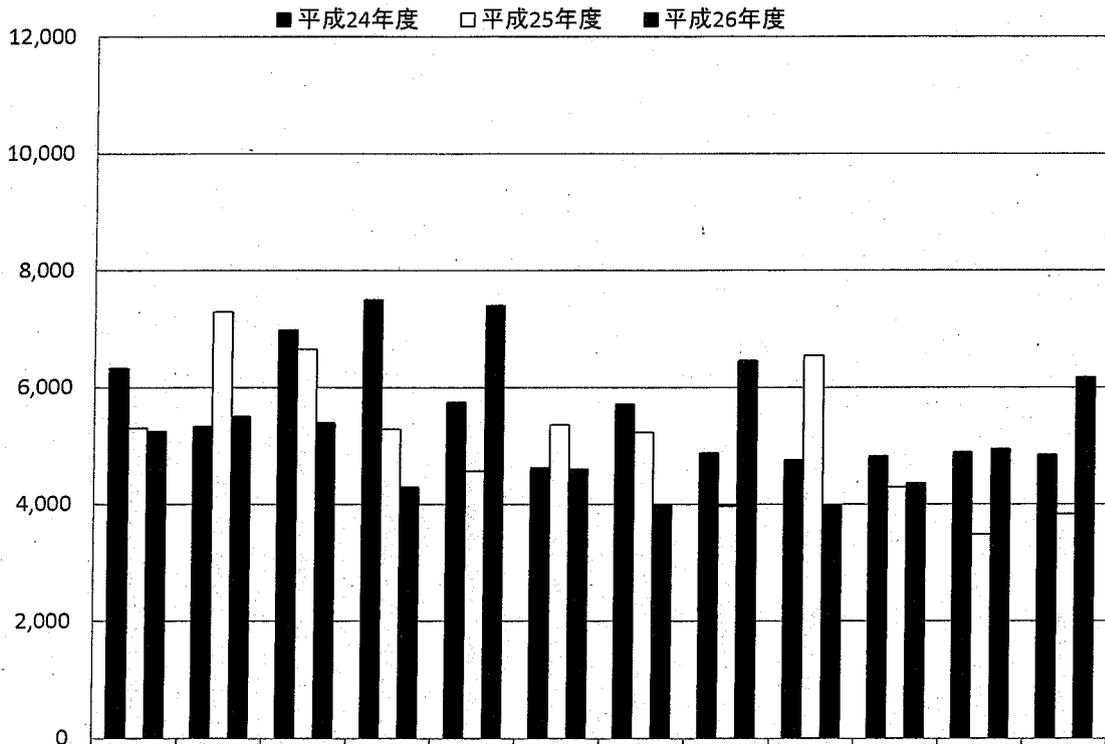
(単位:千円)



3 退職被保険者 療養給付費 月別推移

(単位:千円)

退職被保険者 療養給付費 月別推移(支払月)



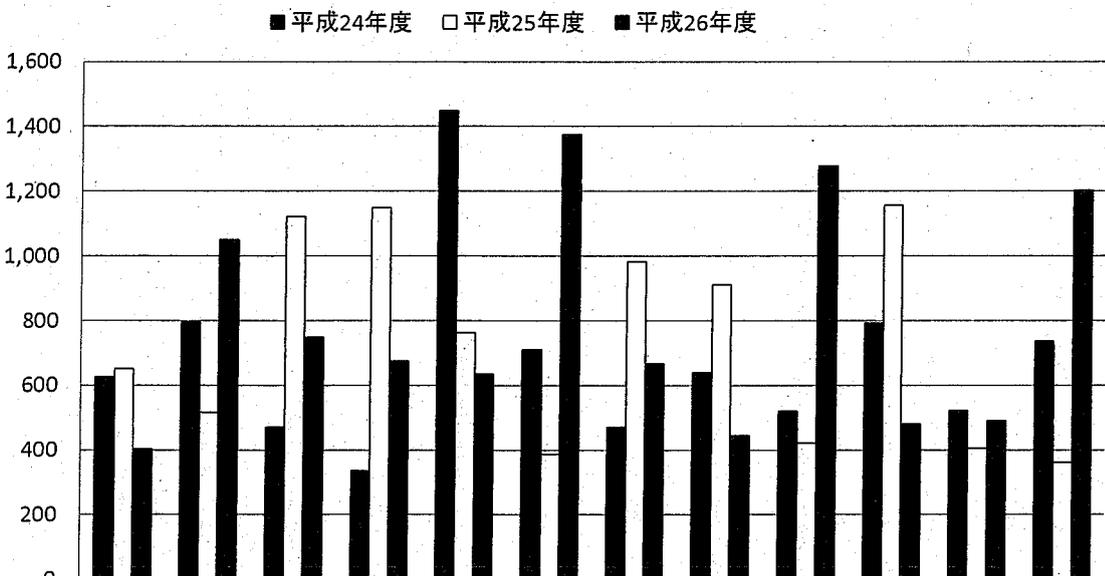
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
平成24年度	6,324	5,326	6,982	7,502	5,740	4,626	5,708	4,879	4,755	4,825	4,886	4,841
平成25年度	5,304	7,286	6,654	5,281	4,566	5,360	5,224	3,966	6,540	4,299	3,478	3,838
平成26年度	5,246	5,504	5,393	4,293	7,397	4,598	3,992	6,458	3,976	4,358	4,942	6,166

平均
5,533
5,150
5,194

4 退職被保険者 高額療養費 月別推移

(単位:千円)

退職被保険者 高額療養費 月別推移(支払月)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成24年度	626	795	471	335	1,449	710	470	639	521	792	522	737
平成25年度	651	517	1,121	1,148	762	387	983	910	421	1,156	406	361
平成26年度	403	1,050	749	675	635	1,375	667	445	1,278	480	490	1,202

平均
672
735
787

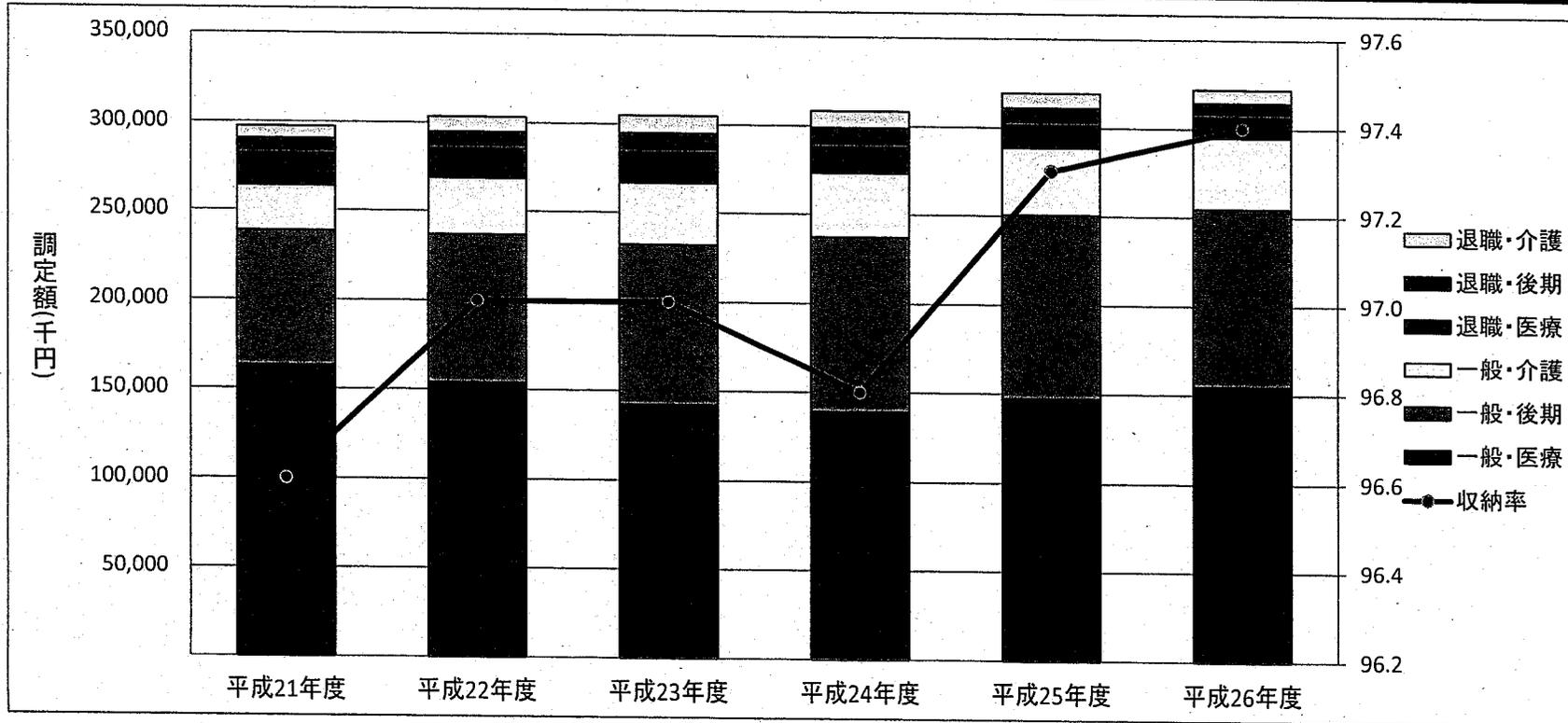
【療養給付費等の推移】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(見込み)
		(件数) 支払額(千円)	(件数) 支払額(千円)	(件数) 支払額(千円)	(件数) 支払額(千円)	(件数) 支払額(千円)	(件数) 支払額(千円)	(件数) 支払額(千円)
療養給付費	一般	(49,683) 654,123	(50,517) 691,289	(53,446) 731,376	(50,566) 682,370	(51,696) 714,748	(52,860) 743,675	(54,348) 737,176
	上昇率	(103.8%) (109.7%)	(101.7%) 105.7%	(105.8%) 105.8%	(94.6%) 93.3%	(102.2%) 104.7%	(102.3%) 104.0%	(102.8%) 99.1%
	退職	(5,307) 58,873	(5,260) 57,815	(6,883) 75,659	(5,303) 66,410	(4,633) 61,797	(4,156) 62,324	(4,296) 64,047
	上昇率	(88.3%) (78.8%)	(99.1%) 98.2%	(130.9%) 130.9%	(77.0%) 87.8%	(87.4%) 93.1%	(89.7%) 100.9%	(103.4%) 102.8%
計		(54,990) 712,996	(55,777) 749,104	(60,329) 807,035	(55,869) 748,780	(56,329) 776,545	(57,016) 805,999	(58,644) 801,223
上昇率		(102.1%) (106.3%)	(101.4%) 105.1%	(108.2%) 107.7%	(92.6%) 92.8%	(100.8%) 103.7%	(101.2%) 103.8%	(102.9%) 99.4%
療養費	一般	(2,363) 13,858	(2,248) 12,455	(2,182) 12,091	(2,193) 12,727	(2,249) 13,938	(2,156) 11,994	(2,249) 13,960
	上昇率	(104.4%) (111.8%)	(95.1%) 89.9%	(97.1%) 97.1%	(100.5%) 105.3%	(102.6%) 109.5%	(95.9%) 86.1%	(104.3%) 116.4%
	退職	(203) 1,188	(213) 1,241	(257) 1,500	(216) 1,319	(240) 1,277	(157) 730	(169) 1,041
	上昇率	(74.6%) (80.7%)	(104.9%) 104.5%	(120.7%) 120.9%	(84.0%) 87.9%	(111.1%) 96.8%	(65.4%) 57.2%	(107.6%) 142.6%
計		(2,566) 15,046	(2,461) 13,696	(2,439) 13,591	(2,409) 14,046	(2,489) 15,215	(2,313) 12,724	(2,418) 15,001
上昇率		(101.2%) (108.5%)	(95.9%) 91.0%	(99.1%) 99.2%	(98.8%) 103.3%	(103.3%) 108.3%	(92.9%) 83.6%	(104.5%) 117.9%
高額療養費	一般	(1,312) 61,267	(1,317) 66,843	(1,743) 88,463	(1,402) 71,055	(1,517) 79,871	(1,368) 79,565	(1,393) 77,330
	上昇率	(130.5%) (116.6%)	(100.4%) 109.1%	(132.3%) 132.3%	(80.4%) 80.3%	(108.2%) 112.4%	(89.5%) 99.6%	(102.6%) 97.2%
	退職	(68) 5,902	(46) 5,339	(78) 9,095	(137) 8,071	(111) 9,625	(82) 9,449	(85) 10,129
	上昇率	(67.3%) (63.5%)	(67.6%) 90.5%	(169.6%) 170.4%	(175.6%) 88.7%	(81.0%) 119.3%	(73.9%) 98.2%	(103.7%) 107.2%
計		(1,380) 67,169	(1,363) 72,182	(1,821) 97,558	(1,539) 79,126	(1,628) 89,496	(1,440) 89,014	(1,478) 87,460
上昇率		(124.8%) (108.6%)	(98.8%) 107.5%	(133.6%) 135.2%	(84.5%) 81.1%	(105.8%) 113.1%	(88.5%) 99.5%	(102.6%) 98.3%
合計		(58,936) 795,211	(59,601) 834,982	(64,589) 918,184	(59,817) 841,952	(60,446) 881,256	(60,769) 907,737	(62,540) 903,684
上昇率		(102.5%) (106.5%)	(101.1%) 105.0%	(108.4%) 110.0%	(92.6%) 91.7%	(101.1%) 104.7%	(100.5%) 103.0%	(102.9%) 99.6%

※網掛部分は暫定値

国保税の現年度調定額と収納率

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	調定額 (千円)	前年度 比(%)											
一般	医療分	162,936	-	154,024	94.5%	142,305	92.4%	139,254	97.9%	147,592	106.0%	154,880	104.9%
	後期支援金分	75,690	-	83,106	109.8%	90,004	108.3%	98,130	109.0%	103,033	105.0%	99,773	96.8%
	介護分	25,036	-	31,257	124.9%	34,157	109.3%	35,750	104.7%	37,907	106.0%	40,379	106.5%
	小計	263,662	-	268,387	98.2%	266,465	99.3%	273,134	102.5%	288,533	105.6%	295,032	102.3%
退職	医療分	18,188	-	16,911	93.0%	17,405	102.9%	15,013	86.3%	13,089	87.2%	11,775	90.0%
	後期支援金分	8,714	-	9,518	109.2%	11,179	117.4%	11,025	98.6%	9,717	88.1%	7,901	81.3%
	介護分	6,836	-	8,681	127.0%	10,042	115.7%	9,472	94.3%	8,293	87.6%	7,483	90.2%
	小計	33,738	-	35,110	104.1%	38,625	110.0%	35,511	91.9%	31,099	87.6%	27,158	87.3%
合計	297,400	-	303,497	102.1%	305,091	100.5%	308,645	101.2%	319,632	103.6%	322,191	100.8%	
収納率(%)		96.6%		97.0%		97.0%		96.8%		97.3%		97.4%	



平成26年度松川町国民健康保険事業特別会計 決算見込み

【歳入】26年度最終補正予算

(単位:千円)

科 目	決算見込	予算現額	比較	説 明
1 国民健康保険税	317,420	317,420	0	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	153,850	153,850	0	現年度分 150,150千円 滞納繰越分 3,700千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	98,810	98,810	0	現年度分 96,710千円 滞納繰越分 2,100千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	39,530	39,530	0	現年度分 38,430千円 滞納繰越分 1,100千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	11,010	11,010	0	現年度分 10,910千円 滞納繰越分 100千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	7,350	7,350	0	現年度分 7,330千円 滞納繰越分 20千円
(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	6,870	6,870	0	現年度分 6,850千円 滞納繰越分 20千円
2 使用料及び手数料	120	120	0	督促手数料 120千円
3 国庫支出金	319,955	326,706	△ 6,751	
(1) 療養給付費等負担金	242,896	246,817	△ 3,921	療養給付費分 242,896千円 過年度分 0千円
(2) 高額医療費共同事業負担金	7,244	7,244	0	
(3) 特定健診等負担金	2,032	2,032	0	
(4) 普通調整交付金	61,555	53,991	7,564	
(5) 特別調整交付金	6,228	16,622	△ 10,394	
(6) 介護従事者処遇改善臨時特定交付金	0	0	0	
(7) 出産育児一時金補助金	0	0	0	
4 療養給付費交付金	72,909	71,171	1,738	現年度分 72,909千円 過年度分 0千円
5 前期高齢者交付金	323,265	323,402	△ 137	現年度分 千円 過年度分 千円
6 県支出金	75,818	79,178	△ 3,360	
(1) 高額医療費共同事業負担金	7,244	7,244	0	
(2) 特定健康診査等負担金	2,464	2,517	△ 53	
(3) 県調整交付金	66,110	69,417	△ 3,307	
7 共同事業交付金	129,133	121,938	7,195	高額医療費共同事業交付金 26,297千円 財政共同安定化 102,836千円
8 財産収入	16	1	15	基金利子 16千円
9 繰入金	98,377	93,056	5,321	
(1) 保険基盤安定繰入金	36,563	30,000	6,563	保険税軽減分 28,752千円 保険者支援分 7,811千円
(2) 出産育児一時金等繰入金	4,480	5,600	△ 1,120	
(3) 財政安定化支援事業繰入金	50,000	50,000	0	
(4) その他一般会計繰入金	7,334	7,456	△ 122	事務費 8,066千円
(5) 財政調整基金繰入金	0	0	0	
10 繰越金	112,872	112,872	0	前年度繰越金
11 諸収入	35	522	△ 487	
合計	1,449,920	1,446,386	3,534	

【歳出】26年度最終補正予算

(単位:千円)

科 目	決算見込	予算現額	比較	説 明
1 総務費	9,101	9,101	0	
(1) 総務管理費	5,610	5,610	0	国保連合会業務委託料ほか
(2) 徴税費	3,395	3,395	0	電算委託料ほか
(3) 運営協議会費	96	96	0	委員報酬
2 保険給付費	925,067	930,067	△ 5,000	
(1) 療養給付費	806,886	810,386	△ 3,500	一般被保険者 744,204 千円 退職被保険者 62,682 千円
(2) 療養費	13,863	13,863	0	一般被保険者 12,822 千円 退職被保険者 1,041 千円
(3) 審査支払手数料	3,143	3,143	0	
(4) 高額療養費	89,295	89,295	0	一般被保険者 79,648 千円 退職被保険者 9,647 千円
(5) 高額介護合算療養費	500	500	0	一般被保険者 400 千円 退職被保険者 100 千円
(6) 移送費	200	200	0	
(7) 出産育児一時金	6,900	8,400	△ 1,500	
(8) 葬祭費	2,000	2,000	0	
(9) 結核精神給付金	2,280	2,280	0	
3 後期高齢者支援金等	204,683	204,683	0	
4 前期高齢者納付金等	159	159	0	
5 老人保健拠出金	9	9	0	
(1) 老人保健医療費拠出金	0	0	0	
(2) 老人保健事務費拠出金	9	9	0	
6 介護納付金	91,510	91,510	0	
7 共同事業拠出金	144,122	152,122	△ 8,000	高額医療費共同事業交付金ほか 29,461 千円 財政共同安定化 114,661 千円
8 保健事業費	10,714	10,714	0	特定健診・特定保健指導
9 基金積立金	5,017	5,001	16	
10 公債費	50	50	0	
11 諸支出金	18,137	18,137	0	
12 予備費	41,351	24,833	16,518	次年度繰越見込額(50,000千円)
合計	1,449,920	1,446,386	3,534	

平成27年度 国民健康保険税率算定資料【医療分】

1. 国保税予算額	171,450,000 円						
2. 賦課の総額	176,762,573 円 (徴収率=97.0%)						
3. 賦課割合	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">応能割：60%</td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">{</td> <td style="padding: 2px;"> 所得割：55% (54.52%) 資産割：5% (5.19%) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">応益割：40%</td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">{</td> <td style="padding: 2px;"> 被保険者均等割：27% (27.76%) 世帯別平等割：13% (12.53%) </td> </tr> </table>	応能割：60%	{	所得割：55% (54.52%) 資産割：5% (5.19%)	応益割：40%	{	被保険者均等割：27% (27.76%) 世帯別平等割：13% (12.53%)
応能割：60%	{	所得割：55% (54.52%) 資産割：5% (5.19%)					
応益割：40%	{	被保険者均等割：27% (27.76%) 世帯別平等割：13% (12.53%)					

4. 課税対象額及び基準値

(1) 所得割対象額	1,910,294,558 円
(2) 資産割対象額	94,121,500 円
(3) 被保険者均等割対象者数	3,643 人
(4) 世帯別平等割対象世帯数	1,950 世帯
	(うち単身半額世帯 225 世帯)

5. 税率(額)

	平成27年度	平成26年度	比較
所得割額	5.85%	4.80%	+1.05%
資産割額	11.00%	11.00%	0.00%
被保険者均等割	15,000 円	13,000 円	+2,000 円
世帯別平等割	13,300 円	10,300 円	+3,000 円

【補足】

- ・所得割対象額 ⇒ 該当総所得－住民税基礎控除額 (33 万円)
- ・資産割対象額 ⇒ 固定資産税のうち土地・建物に係る部分
- ・被保険者均等割対象者数 ⇒ 賦課期日現在の被保険者数
- ・世帯別平等割対象世帯数 ⇒ 賦課期日現在の加入世帯数
- ・単身半額世帯 ⇒ 後期高齢者医療制度に伴う平等割軽減世帯

平成 27 年度 国保税の算出に要する資料 (医療分)

1 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額
22	500,000 円	6	632,758 円
23	510,000 円	7	724,984 円
24	510,000 円	5	1,087,023 円
25	510,000 円	6	722,934 円
26	510,000 円	12	1,567,752 円
27	520,000 円	21	4,554,610 円

2 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円

$$\begin{aligned} \text{被保険者均等割} & 10,500 \text{ 円} \times 684 \text{ 人} && = 7,182,000 \text{ 円} \\ \text{世帯別平等割} & 9,310 \text{ 円} \times 402 \text{ 世帯} + 195,510 \text{ 円} + 195,524 \text{ 円} && = 4,133,654 \text{ 円} \\ & (\text{単身 } 1/2 \text{ 平等割 } 4,655 \text{ 円} \times 42 \text{ 世帯} = 195,510 \text{ 円}) \\ & (\text{単身 } 1/4 \text{ 平等割 } 6,983 \text{ 円} \times 28 \text{ 世帯} = 195,524 \text{ 円}) \end{aligned}$$

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円 + (26 万円 × 世帯に属する被保険者数および世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

$$\begin{aligned} \text{被保険者均等割} & 7,500 \text{ 円} \times 613 \text{ 人} && = 4,597,500 \text{ 円} \\ \text{世帯別平等割} & 6,650 \text{ 円} \times 260 \text{ 世帯} + 133,000 \text{ 円} + 39,904 && = 1,901,904 \text{ 円} \\ & (\text{単身 } 1/2 \text{ 平等割 } 3,325 \text{ 円} \times 40 \text{ 世帯} = 133,000 \text{ 円}) \\ & (\text{単身 } 1/4 \text{ 平等割 } 4,988 \text{ 円} \times 8 \text{ 世帯} = 39,904 \text{ 円}) \end{aligned}$$

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円 + (47 万円 × 世帯に属する被保険者数および世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

$$\begin{aligned} \text{被保険者均等割} & 3,000 \text{ 円} \times 521 \text{ 人} && = 1,563,000 \text{ 円} \\ \text{世帯別平等割} & 2,660 \text{ 円} \times 221 \text{ 世帯} + 31,920 \text{ 円} + 15,960 \text{ 円} && = 635,740 \text{ 円} \\ & (\text{単身 } 1/2 \text{ 平等割 } 1,130 \text{ 円} \times 24 \text{ 世帯} = 31,920 \text{ 円}) \\ & (\text{単身 } 1/4 \text{ 平等割 } 1,995 \text{ 円} \times 8 \text{ 世帯} = 15,960 \text{ 円}) \end{aligned}$$

低所得世帯に対する税額の軽減 (7・5・2割軽減) は、被保険者均等割額と世帯別平等割に反映されます。

平成27年度 国民健康保険税率算定資料【支援金分】

1. 国保税予算額	104,870,000円						
2. 賦課の総額	108,131,500円 (徴収率=97.0%)						
3. 賦課割合	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">応能割：60%</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 所得割：52% (48.98%) 資産割：8% (8.18%) </td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">応益割：40%</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 被保険者均等割：28% (30.27%) 世帯別平等割：12% (12.57%) </td> </tr> </table>	応能割：60%	{	所得割：52% (48.98%) 資産割：8% (8.18%)	応益割：40%	{	被保険者均等割：28% (30.27%) 世帯別平等割：12% (12.57%)
応能割：60%	{	所得割：52% (48.98%) 資産割：8% (8.18%)					
応益割：40%	{	被保険者均等割：28% (30.27%) 世帯別平等割：12% (12.57%)					

4. 課税対象額及び基準値

(1) 所得割対象額	2,015,614,243円	
(2) 資産割対象額	102,051,700円	
(3) 被保険者均等割対象者数	3,868人	
(4) 世帯別平等割対象世帯数	2,052世帯	
	(うち単身半額世帯	230世帯)

5. 税率(額)

	平成27年度	平成26年度	比較
所得割額	3.40%	3.10%	+0.30%
資産割額	10.30%	10.30%	0.00%
被保険者均等割	9,500円	9,300円	+200円
世帯別平等割	7,800円	7,300円	+500円

【補足】

- ・所得割対象額 ⇒ 該当総所得－住民税基礎控除額 (33万円)
- ・資産割対象額 ⇒ 固定資産税のうち土地・建物に係る部分
- ・被保険者均等割対象者数 ⇒ 賦課期日現在の被保険者数
- ・世帯別平等割対象世帯数 ⇒ 賦課期日現在の加入世帯数
- ・単身半額世帯 ⇒ 後期高齢者医療制度に伴う平等割軽減世帯

平成 27 年度 国保税の算出に要する資料 (支援金分)

1 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額
22	130,000 円	99	5,867,744 円
23	140,000 円	118	7,347,452 円
24	140,000 円	140	10,306,272 円
25	140,000 円	169	11,482,972 円
26	160,000 円	108	8,291,488 円
27	170,000 円	101	9,667,815 円

2 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円

被保険者均等割 6,650 円 × 722 人 = 4,801,300 円

世帯別平等割 5,460 円 × 421 世帯 + 114,660 円 + 122,850 円 = 2,536,170 円

(単身 1/2 平等割 2,730 円 × 42 世帯 = 114,660 円)

(単身 1/4 平等割 4,095 円 × 30 世帯 = 122,850 円)

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円 + (26 万円 × 世帯に属する被保険者数および世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

被保険者均等割 4,750 円 × 664 人 = 3,154,000 円

世帯別平等割 3,900 円 × 286 世帯 + 78,000 円 + 23,400 円 = 1,216,800 円

(単身 1/2 平等割 1,950 円 × 40 世帯 = 78,000 円)

(単身 1/4 平等割 2,925 円 × 8 世帯 = 23,400 円)

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円 + (47 万円 × 世帯に属する被保険者数および世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

被保険者均等割 1,900 円 × 557 人 = 1,058,300 円

世帯別平等割 1,560 円 × 229 世帯 + 18,720 円 + 9,360 円 = 385,320 円

(単身 1/2 平等割 780 円 × 24 世帯 = 18,720 円)

(単身 1/4 平等割 1,170 円 × 8 世帯 = 9,360 円)

平成27年度 国民健康保険税率算定資料【介護分】

1. 国保税予算額	44,620,000円				
2. 賦課の総額	46,002,900円 (徴収率=97.0%)				
3. 賦課割合	<table> <tr> <td>応能割：62%</td> <td rowspan="2"> { 所得割：56% (54.08%) 資産割：6% (6.00%) </td> </tr> <tr> <td>応益割：38%</td> <td rowspan="2"> { 被保険者均等割：25% (26.12%) 世帯別平等割：13% (13.80%) </td> </tr> </table>	応能割：62%	{ 所得割：56% (54.08%) 資産割：6% (6.00%)	応益割：38%	{ 被保険者均等割：25% (26.12%) 世帯別平等割：13% (13.80%)
応能割：62%	{ 所得割：56% (54.08%) 資産割：6% (6.00%)				
応益割：38%		{ 被保険者均等割：25% (26.12%) 世帯別平等割：13% (13.80%)			

4. 課税対象額及び基準値

(1) 所得割対象額	954,855,537円
(2) 資産割対象額	37,921,600円
(3) 被保険者均等割対象者数	1,394人
(4) 世帯別平等割対象世帯数	1,077世帯

5. 税率(額)

	平成27年度	平成26年度	比較
所得割額	3.10%	3.10%	0.00%
資産割額	8.30%	8.30%	0.00%
被保険者均等割	9,500円	9,000円	+500円
世帯別平等割	6,500円	6,000円	+500円

【補足】

- ・所得割対象額 ⇒ 該当総所得－住民税基礎控除額 (33万円)
- ・資産割対象額 ⇒ 固定資産税のうち土地・建物に係る部分
- ・被保険者均等割対象者数 ⇒ 賦課期日現在の被保険者数
- ・世帯別平等割対象世帯数 ⇒ 賦課期日現在の加入世帯数

平成 27 年度 国保税の算出に要する資料 (介護分)

1 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額
22	100,000 円	59	2,984,461 円
23	120,000 円	49	2,851,517 円
24	120,000 円	58	3,670,358 円
25	120,000 円	64	3,184,444 円
26	140,000 円	63	4,073,154 円
27	160,000 円	33	2,283,347 円

2 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円

被保険者均等割 6,650 円 × 257 人 = 1,709,050 円

世帯別平等割 4,550 円 × 222 世帯 = 1,010,100 円

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円 + (26 万円 × 世帯に属する被保険者数および世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

被保険者均等割 4,750 円 × 199 人 = 945,250 円

世帯別平等割 3,250 円 × 154 世帯 = 500,500 円

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 33 万円 + (47 万円 × 世帯に属する被保険者数および世帯に属する特定同一世帯所属者数の合算数)

被保険者均等割 1,900 円 × 174 人 = 330,600 円

世帯別平等割 1,300 円 × 131 世帯 = 170,300 円

国保税額の推移 ※決算ベース

年度	種別	被保険者1人当たり		1世帯当り		税 率	
		税額(円)	対前年度比(%)	税額(円)	対前年度比(%)	所得割(%)	資産割(%)
22	医	40,359	96.4	80,083	96.3	3.92	12.21
	支	21,964	111.5	43,583	110.5	2.45	8.00
	介	25,714	126.5	34,204	125.2	2.21	7.00
	計	88,037	107.5	157,870	105.3		
23	医	39,219	97.2	76,542	95.6	3.90	11.02
	支	24,451	111.3	47,179	108.3	2.70	8.40
	介	28,952	112.6	37,495	109.6	2.28	7.05
	計	92,622	105.2	161,216	102.1		
24	医	38,794	98.9	75,505	98.6	3.94	11.00
	支	27,103	110.8	52,361	111.0	3.10	10.30
	介	29,990	103.6	38,600	102.9	2.50	8.30
	計	95,887	103.5	166,466	103.3		
25	医	40,040	103.2	77,053	102.1	3.94	11.00
	支	28,860	106.5	55,539	106.1	3.10	10.30
	介	31,523	105.1	41,204	106.7	2.50	8.30
	計	100,423	104.7	173,796	104.4		
26	医	41,390	103.4%	77,870	101.1%	4.80	11.00
	支	26,801	92.9%	50,824	91.5%	3.10	10.30
	介	32,581	103.4%	42,091	102.2%	3.10	8.30
	計	100,772	100.3%	170,785	98.3%		

当初予算① 法定外繰入れ 50,000千円

27	医	47,279	114.2%	88,979	114.3%	4.80	11.00
	支	26,801	100.0%	50,824	100.0%	3.10	10.30
	介	32,581	100.0%	42,091	100.0%	3.10	8.30
	計	106,661	105.8%	181,894	106.5%		

※ 参考試算です

補正案① 法定外繰入れ 50,000千円、基金繰入10,000千円

27	医	47,065	113.7%	87,928	112.9%	5.85	11.00
	支	27,116	101.2%	51,115	100.6%	3.40	10.30
	介	32,011	98.3%	41,433	98.4%	3.10	8.30
	計	106,192	105.4%	180,476	105.7%		

近隣市町村の国保税率の状況

	年度		所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	備考
飯田市	25	医療	5.75	10.00	14,300	21,000	引上予定
		支援金	2.80	0.00	8,800	0	
		介護	2.40	0.00	7,000	6,800	
	26	医療	6.25	10.00	14,800	21,000	
		支援金	2.95	0.00	9,500	0	
		介護	2.60	0.00	7,500	6,800	
	27	医療	6.60	10.00	16,500	21,000	
		支援金	3.05	0.00	10,600	0	
		介護	2.70	0.00	8,600	6,800	
高森町	25	医療	6.30	14.00	15,500	17,000	据置
		支援金	2.60	7.50	9,000	6,000	
		介護	2.72	5.51	9,000	5,500	
	26	医療	6.30	14.00	15,500	17,000	
		支援金	2.60	7.50	9,000	6,000	
		介護	2.72	5.51	9,000	5,500	
	27	医療	6.30	14.00	15,500	17,000	
		支援金	2.60	7.50	9,000	6,000	
		介護	2.72	5.51	9,000	5,500	
喬木村	25	医療	3.88	22.15	13,600	10,600	据置
		支援金	3.02	16.79	9,500	7,200	
		介護	2.76	18.98	10,900	5,800	
	26	医療	4.95	20.70	16,100	12,400	
		支援金	3.00	12.75	9,200	7,100	
		介護	2.96	15.00	10,900	5,700	
	27	医療	4.95	20.70	16,100	12,400	
		支援金	3.00	12.75	9,200	7,100	
		介護	2.96	15.00	10,900	5,700	
豊丘村	25	医療	5.77	20.79	20,200	18,000	引上見込
		支援金	1.20	4.33	4,200	3,700	
		介護	2.28	10.39	10,400	5,900	
	26	医療	5.63	20.36	20,500	17,600	
		支援金	1.40	5.15	5,100	4,400	
		介護	2.84	11.23	12,000	6,800	
	27	医療+支援金	7.64	25.33	27,000	22,700	
		介護	2.93	12.02	12,500	6,800	
飯島町	25	医療	5.80	27.00	20,000	20,000	据置
		支援金	2.00	7.00	6,500	6,500	
		介護	1.70	7.10	7,500	5,200	
	26	医療	5.80	27.00	20,000	20,000	
		支援金	2.00	7.00	6,500	6,500	
		介護	1.70	7.10	7,500	5,200	
	27	医療	5.80	27.00	20,000	20,000	
		支援金	2.00	7.00	6,500	6,500	
		介護	1.70	7.10	7,500	5,200	
中川村	25	医療	5.80	27.00	21,000	21,000	据置
		支援金	1.75	7.00	5,300	5,000	
		介護	1.75	7.10	8,500	6,500	
	26	医療	5.80	27.00	21,000	21,000	
		支援金	1.75	7.00	5,300	5,000	
		介護	1.75	7.10	8,500	6,500	
	27	医療	5.80	27.00	21,000	21,000	
		支援金	1.75	7.00	5,300	5,000	
		介護	1.75	7.10	8,500	6,500	
松川町	25	医療	3.94	11.00	13,000	10,300	
		支援金	3.10	10.30	9,300	7,300	
		介護	2.50	8.30	9,000	6,000	
	26	医療	4.80	11.00	13,000	10,300	
		支援金	3.10	10.30	9,300	7,300	
		介護	3.10	8.30	9,000	6,000	
	27(案)	医療	5.85	11.00	15,000	13,300	
		支援金	3.40	10.30	9,500	7,800	
		介護	3.10	8.30	9,500	6,500	

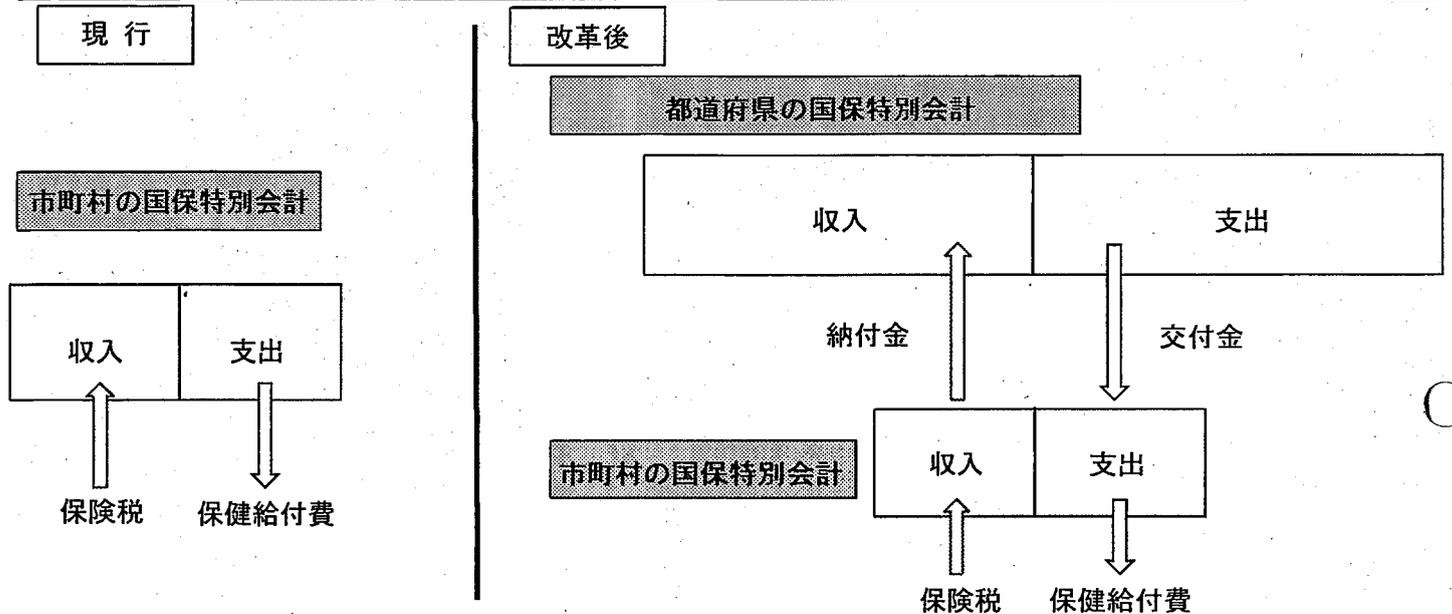
改革後の国保財政の仕組み

○都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※都道府県にも国保特別会計を設置

○市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮。



国保の財政運営、保険税の賦課・徴収の仕組み

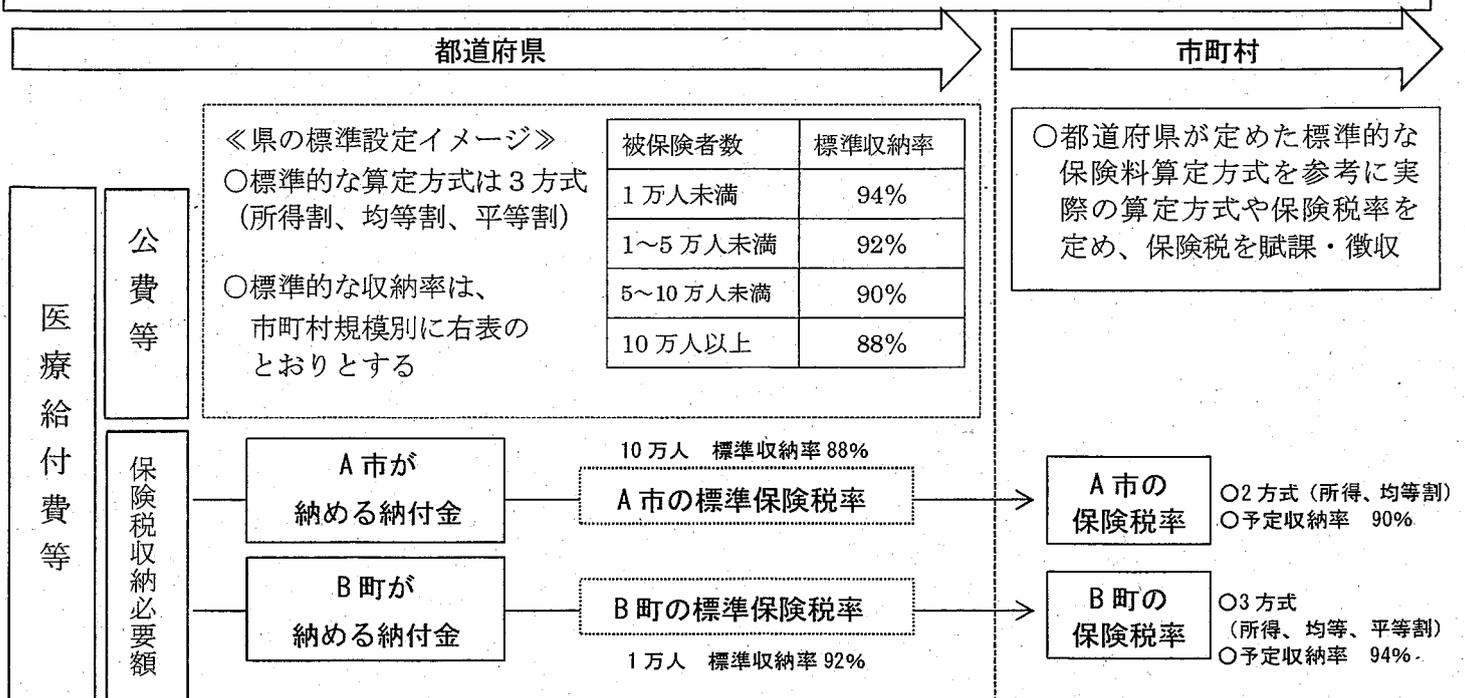
○都道府県は

・医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

※市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮

・都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険税率を算定・公表

○市町村は、都道府県の示す標準保険税率等を参考にそれぞれの保険税算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、納付金を納める。



平成27年度 松川町国民健康保険事業特別会計 補正予算(案)

【歳入】27年度6月補正(案)

(単位:千円)

科 目	27年度補正後額	27年度当初額	比較	説 明
1 国民健康保険税	334,840	335,780	△ 940	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	174,450	174,900	△ 450	現年度分 171,450千円 滞納繰越分 3,000千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	98,880	97,170	1,710	現年度分 98,580千円 滞納繰越分 300千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	39,010	39,130	△ 120	現年度分 38,710千円 滞納繰越分 300千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	10,240	10,590	△ 350	現年度分 10,140千円 滞納繰越分 100千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	6,340	7,110	△ 770	現年度分 6,290千円 滞納繰越分 50千円
(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	5,920	6,880	△ 960	現年度分 5,910千円 滞納繰越分 10千円
2 使用料及び手数料	120	120	0	督促手数料 120千円
3 国庫支出金	352,795	352,795	0	
(1) 療養給付費等負担金	266,214	266,214	0	療養給付費分 千円 過年度精算 0千円
(2) 高額医療費共同事業負担金	9,035	9,035	0	
(3) 特定健診等負担金	2,674	2,674	0	
(4) 普通調整交付金	58,234	58,234	0	
(5) 特別調整交付金	16,638	16,638	0	歳出 総務管理費(委託料 千円)
(6) 介護従事者処遇改善臨時特例交付金			0	
(7) 出産育児一時金補助金			0	
4 療養給付費交付金	66,687	65,567	1,120	現年度分 66,687千円 過年度分 0千円
5 前期高齢者交付金	261,133	261,133	0	現年度分 335,055千円 過年度分 △ 73,922千円
6 県支出金	109,114	109,114	0	
(1) 高額医療費共同事業負担金	9,035	9,035	0	
(2) 特定健康診査等負担金	2,674	2,674	0	
(3) 県調整交付金	97,405	97,405	0	普通調整交付金 74,872千円 安定化事業調整交付金 22,533千円
7 共同事業交付金	327,630	327,630	0	高額医療費共同事業交付金 24,188千円 財政共同安定化 303,442千円
8 財産収入	50	50	0	基金利子 50千円
9 繰入金	102,591	92,591	10,000	
(1) 保険基盤安定繰入金	30,000	30,000	0	保険税軽減分 24,000千円 保険者支援分 6,000千円
(2) 出産育児一時金等繰入金	5,040	5,040	0	
(3) 財政安定化支援事業繰入金	50,000	50,000	0	
(4) その他一般会計繰入金	7,551	7,551	0	事務費 7,551千円
(5) 財政調整基金繰入金	10,000	0	10,000	
10 繰越金	50,000	59,860	△ 9,860	前年度繰越金 50,000千円
11 諸収入	522	522	0	
合計	1,605,482	1,605,162	320	320

【歳出】27年度6月補正(案)

歳入との差額

0

(単位:千円)

科 目	27年度補正後額	27年度当初額	比較	説 明
1 総務費	7,551	7,551	0	
(1) 総務管理費	4,306	4,306	0	国保資格システム改修(リームス) 千円 国保事業報告システム改修 千円
(2) 徴税费	3,149	3,149	0	電算委託料ほか
(3) 運営協議会費	96	96	0	委員報酬
2 保険給付費	919,365	919,365	0	
(1) 療養給付費	801,222	801,222	0	一般被保険者 737,175 千円 退職被保険者 64,047 千円
(2) 療養費	15,001	15,001	0	一般被保険者 13,960 千円 退職被保険者 1,041 千円
(3) 審査支払手数料	3,143	3,143	0	
(4) 高額療養費	87,459	87,459	0	一般被保険者 77,330 千円 退職被保険者 10,129 千円
(5) 高額介護合算療養費	500	500	0	一般被保険者 400 千円 退職被保険者 100 千円
(6) 移送費	200	200	0	
(7) 出産育児一時金	7,560	7,560	0	
(8) 葬祭費	2,000	2,000	0	
(9) 結核精神給付金	2,280	2,280	0	
3 後期高齢者支援金等	208,830	208,830	0	
4 前期高齢者納付金等	125	125	0	
5 老人保健拠出金	9	9	0	
(1) 老人保健医療費拠出金	0	0	0	
(2) 老人保健事務費拠出金	9	9	0	
6 介護納付金	88,680	88,680	0	
7 共同事業拠出金	365,152	365,152	0	高額医療費共同事業交付金ほか 36,142 千円 財政共同安定化 329,010 千円
8 保健事業費	12,870	12,870	0	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導
9 基金積立金	50	50	0	基金利子分積立 千円
10 公債費	1	1	0	
11 諸支出金	1,302	1,302	0	
12 予備費	1,547	1,227	320	
合計	1,605,482	1,605,162	320	320

合 議 印	町長	副町長	課長	係長	員
					



答 申 書

平成27年5月18日

松川町長 深津 徹 様

松川町国民健康保険運営協議会

会 長 熊谷 宗明



平成27年5月14日付27松保第64号で諮問のありました事項について、当協議会で審議の結果、医療費の高騰、加入者の減少等を鑑み、ある程度の保険料引き上げはやむを得ないとの合意に達し、原案どおり認めましたので答申いたします。

但し、付帯として下記の意見を申し入れますので、再考いただきたくお願い申し上げます。

記

1. 保険税について、医療費の上昇に伴っての負担増は理解できる。
しかし、高齢者については物価スライド制度により年金受給額が下がるとともに円安による物価上昇等があり、生活が圧迫されてきており、保険税の負担についてはなるべく軽減に努めていくこと。
2. 一般会計及び基金からの繰入れについては、今回増額すべきとの意見がありましたが、また、その反対に現状に留めるべきとの意見があり、国民健康保険事業安定化計画に基づき慎重に対処されたいこと。
3. 応能割、応益割の比率について均等割の急激な上昇を招くことがないように再考をいただきたいこと。
4. 保健予防活動の推進に努力し、医療費の抑制に努めること。

松川町国民健康保険税条例(昭和44年松川町条例第4号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額(退職所得に係る所得割を除く。第9条第5項及び第9条の2第1項において同じ。)は、賦課期日の属する年の前年の所得に係わる地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.80</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>13,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額(退職所得に係る所得割を除く。第9条第5項及び第9条の2第1項において同じ。)は、賦課期日の属する年の前年の所得に係わる地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の5.85</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>15,000</u>円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者</p>

がない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 10,300円

(2) 特定世帯 5,150円

(3) 特定継続世帯 7,650円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.10を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,300円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,500円

(2) 特定世帯 3,250円

がない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 13,300円

(2) 特定世帯 6,650円

(3) 特定継続世帯 9,975円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.40を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円

(2) 特定世帯 3,900円

(3) 特定継続世帯 4,875円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(3) 特定継続世帯 5,850円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,210円

(イ) 特定世帯 3,605円

(ウ) 特定継続世帯 5,355円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,510円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,110円

(イ) 特定世帯 2,555円

(ウ) 特定継続世帯 3,412円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯を除く。) 1人について

6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,310円

(イ) 特定世帯 4,655円

(ウ) 特定継続世帯 6,983円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,460円

(イ) 特定世帯 2,730円

(ウ) 特定継続世帯 4,095円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯を除く。) 1人について

6,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,550円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第

1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,150円

(イ) 特定世帯 2,575円

(ウ) 特定継続世帯 3,825円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 4,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,650円

(イ) 特定世帯 1,825円

(ウ) 特定継続世帯 2,437円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加

1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,650円

(イ) 特定世帯 3,325円

(ウ) 特定継続世帯 4,988円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 4,750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

(イ) 特定世帯 1,950円

(ウ) 特定継続世帯 2,925円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

4,750円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,250円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加

算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,060円

(イ) 特定世帯 1,030円

(ウ) 特定継続世帯 1,530円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,860円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,460円

(イ) 特定世帯 730円

(ウ) 特定継続世帯 975円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,660円

(イ) 特定世帯 1,330円

(ウ) 特定継続世帯 1,995円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,900円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,560円

(イ) 特定世帯 780円

(ウ) 特定継続世帯 1,170円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

1,900円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい

て 1,200円

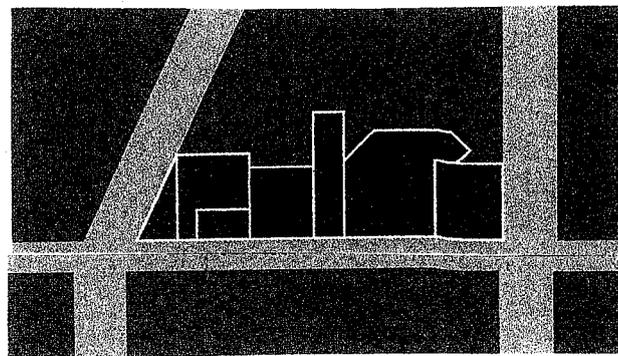
て 1,300円

画地区分調査について

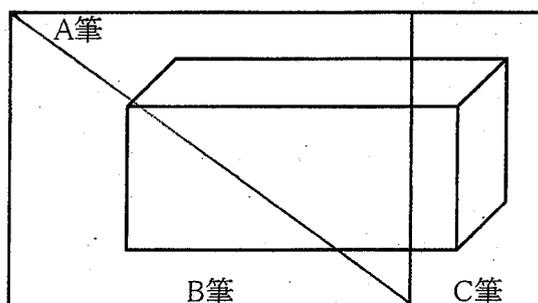
目的

宅地評価に画地を用いているが、状況類似地区内で状況変化等により比準割合の見直しのため画地調査を行う。

- ① 画地区分調査（費用 5,994千円）
土地DB、家屋DB、家屋図、地番図等の各種データを参考に全ての画地のくり方を調査確認する。
- ② 画地条件調査
1画地ごとに形状、間口、奥行、路線等の条件を調査する。
その結果により新たな比準割合を算出する。
- ③ 比準割合の検討
比準割合数値を検討し、それが均衡あるものになっているか確認・調整を行う。



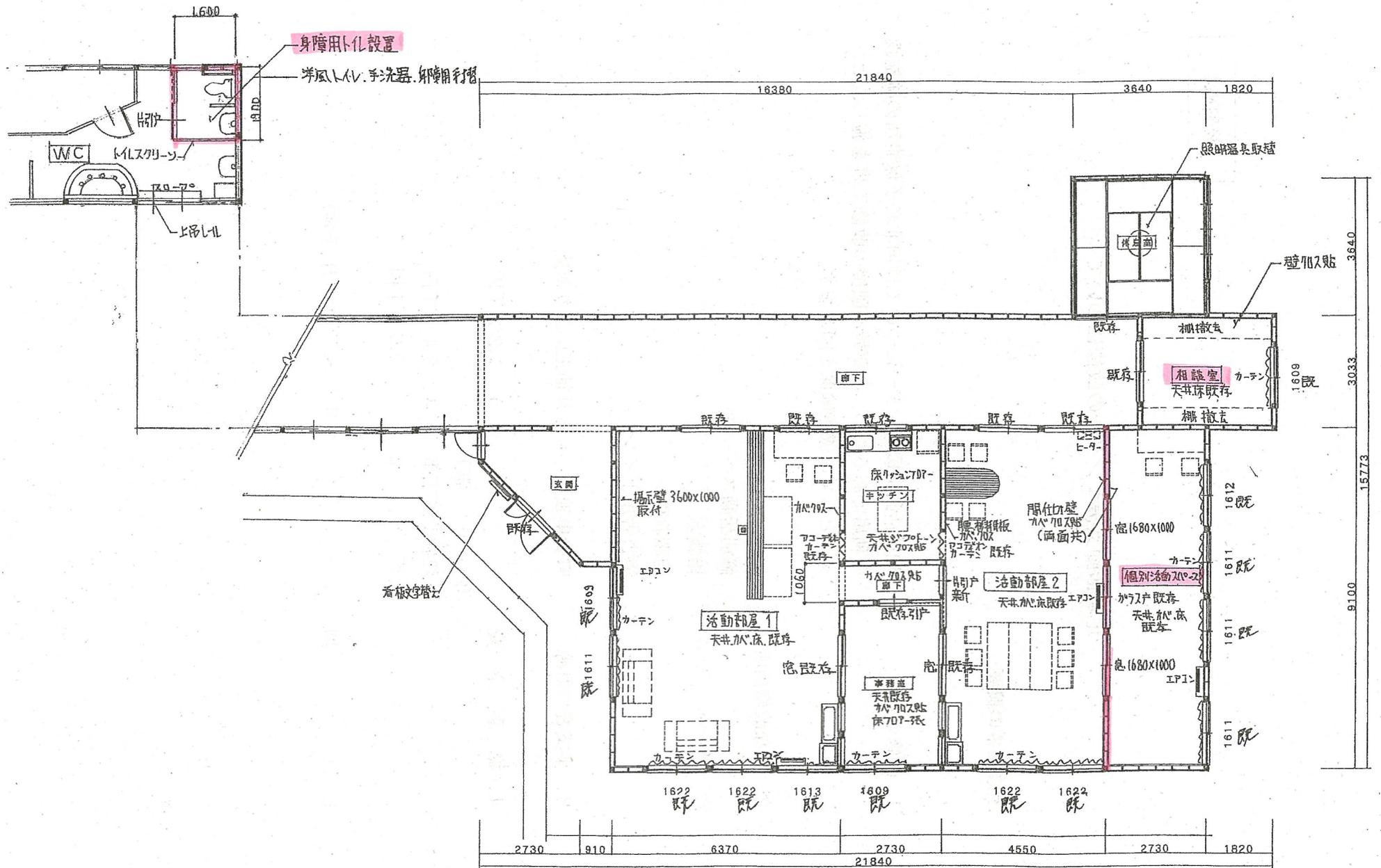
- 画地とは
土地の同一利用区分単位
固定資産税評価においては、原則1筆の土地が一画地であることが望ましいがその形状や利用状況からみて同一利用されている場合、複数の筆を1つの画地とみなして評価する。



地域活動支援センターの改修について

改修工事の概要

1. 改修の目的 地域活動支援センターについては旧北名子保育所の跡施設の利用であるため、必要最小限度の改修工事を施し、センターとしての機能確保を図ります。
2. 主な改修箇所
個別活動スペース
相談室
空調設備
障害者用トイレ
3. 事業費の財源 町費単独 6月補正により対応
4. 総事業費 5,122千円
(内 訳)
建物改修工事 4,917千円
備 品 205千円
5. 工 期 7月 ～ 10月(予定)



1階平面図 縮尺=1/100

地域少子化対策強化事業 未来デザイン支援講座

少子化対策の一環として、20代から30代の未婚者を対象に「未来デザイン支援講座」を開催します。この「未来デザイン支援講座」では、結婚、妊娠、出産、子育てなど、将来の人生設計(ライフデザイン)を具体的に考え、結婚や家庭を持つことの意味や楽しさを理解して頂くことで、自分らしい結婚や家庭生活の実現を応援する講座を内容とします。

1. 内 容

- (1) 成人式で描く新成人のための未来デザイン支援講座(仮称) (事業費975千円)
新成人を対象に平成27年8月15日の成人式に実施。成人式におけるライフデザイン支援講座を開設することで、多くの新成人となる若者にご参加いただきます。
- (2) あなたが描くあなたのための未来デザイン支援講座(仮称) (事業費1,835千円)
松川在住の20歳～39歳の未婚者を対象に「結婚・未来デザイン」「結婚力アップ」「妊娠・出産・子育て」の3回からなる連続講座を開催。
- ① 「結婚・未来デザイン講座」
・自分らしい結婚や家庭生活を実現させるための理想の未来の描き方
 - ② 「結婚力アップ講座」
・男女別の結婚に必要なスキルアップ、男女混合のワークショップ
 - ③ 「妊娠・出産と子育て基礎講座」
・妊娠・出産の正しい知識、仕事と子育ての両立、男性の育児参加。

2. 特 徴

講座は、ライフデザイン(人生をデザインする)という視点から、結婚、妊娠、出産、子育てという重要なライフイベントをトータルとしてとらえようとするところに特色があります。また参加者同士が意見交換を行うことで、未婚の男女と一緒にライフデザインについて考える機会を提供します。

3. 受講料 無 料(参加者負担無し)

4. 講座内容

(1)成人式で描く新成人のための未来デザイン支援講座(仮称)

	講 座 内 容	時 間
成 人 式	「未来をデザインしてみよう」 未来デザイン講座、未来デザイン講座の短縮版を開催。今後のライフデザイン形成に役立ててもらおう。 ～グループワークで実践してみよう～	60分
	「妊娠・出産・子育て基礎講座」 本講座における妊娠・出産基礎講座、妊娠・出産体験講座の短期版を開催。今後のライフデザイン形成やキャリアデザイン形成に役立ててもらおう。	60分

(2) あなたが描くあなたのための未来デザイン支援講座(仮称)

「結婚・未来デザイン」「結婚力アップ」「妊娠・出産・子育て」の3回にわたる講座(松川在住の20歳～39歳の未婚者を対象)

	講 座 内 容	時 間
結 婚 ・ 未 来 デ ザ イ ン	① 未来デザイン講座(1) ～未来をデザインするめに～ ・最期から逆算して人生のシナリオを書く等	90分
	② 未来デザイン講座(2) ～未来をデザインしてみよう～ ・最高にステキな未来をデザインする 等	90分
結 婚 力 ア ッ プ	① 結婚力アップ講座(1) ～男女の脳の違いを知ることですれ違いをなくそう～ ※男女別講座	60分
	② 結婚力アップ講座(2) ～第一印象相手に選ばれる自分になろう～	60分
	③ 結婚力アップ講座(3) ～グループワークで実践してみよう。～	60分
妊 娠 ・ 出 産 ・ 子 育 て	① 妊娠・出産体験講座 ～妊娠と出産の基礎知識を学んでみましょう～ ・日本人女性の健康、妊娠・出産の現状について 等	90分
	② 妊娠・出産体験講座 ～出産体験、女性の体格から考える妊娠に最適なボディデザイン～ ・妊娠・出産の体の変化と出産方法について学び・体験する等	30分

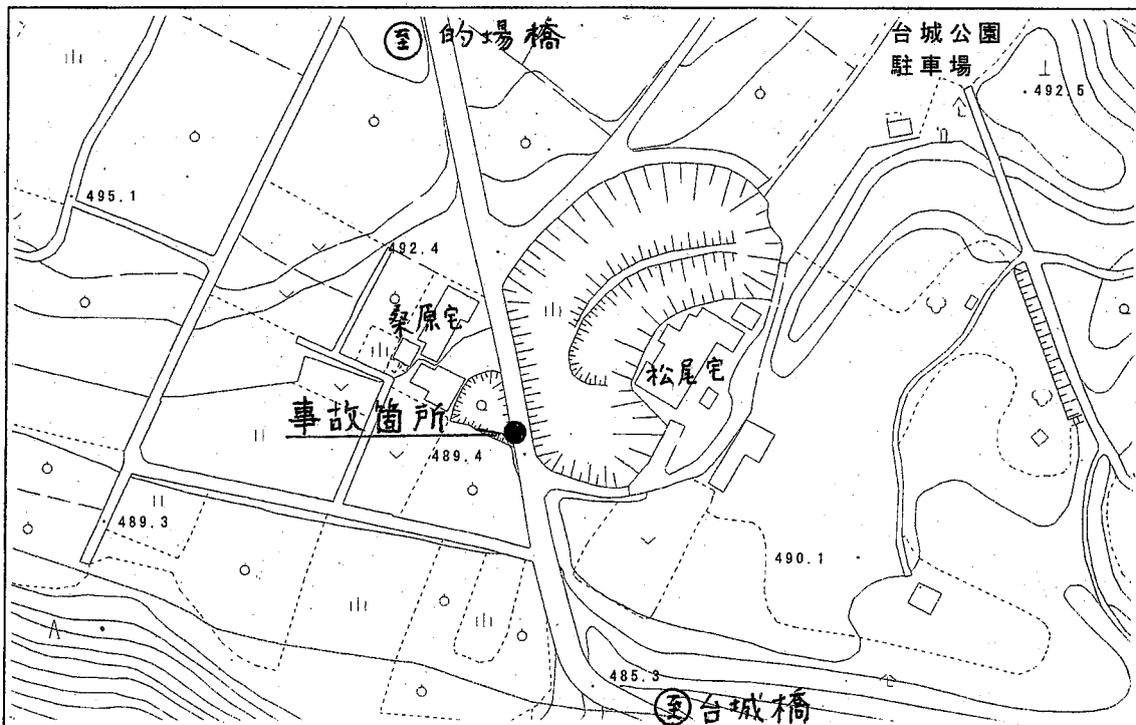
町道古町境の沢線での車両事故による損害賠償の額について

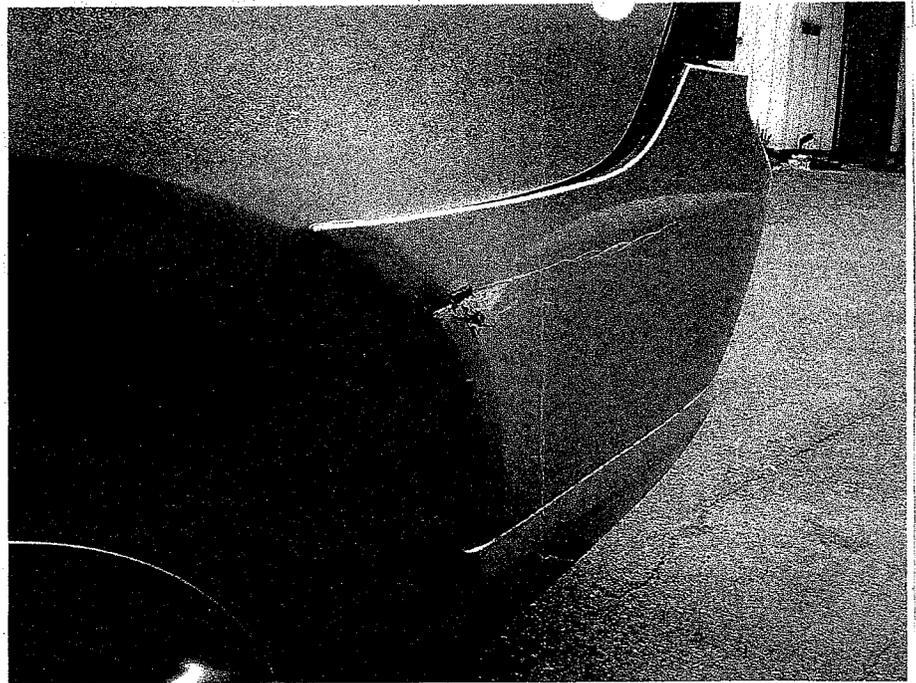
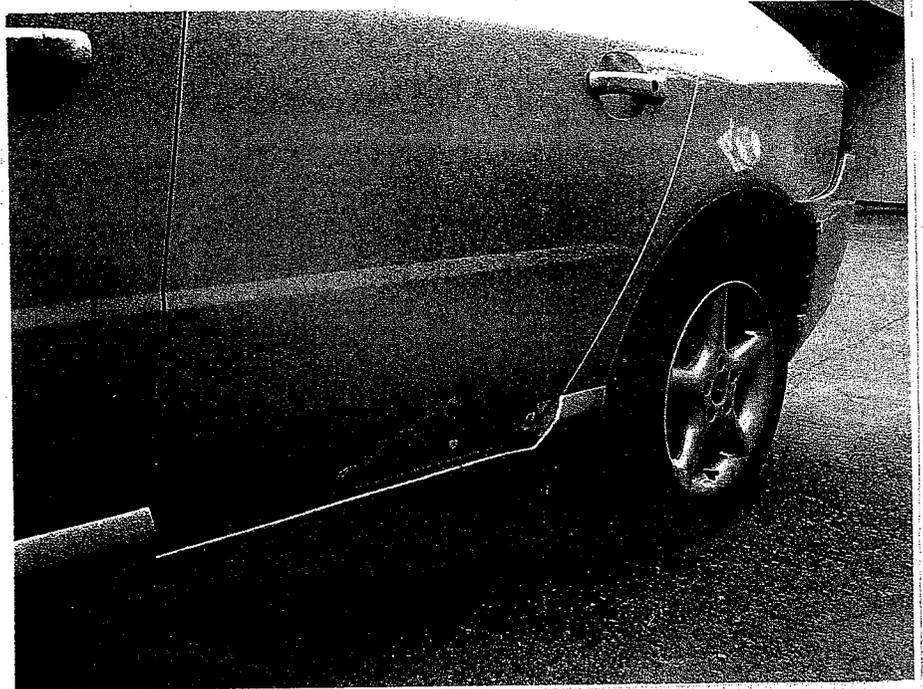
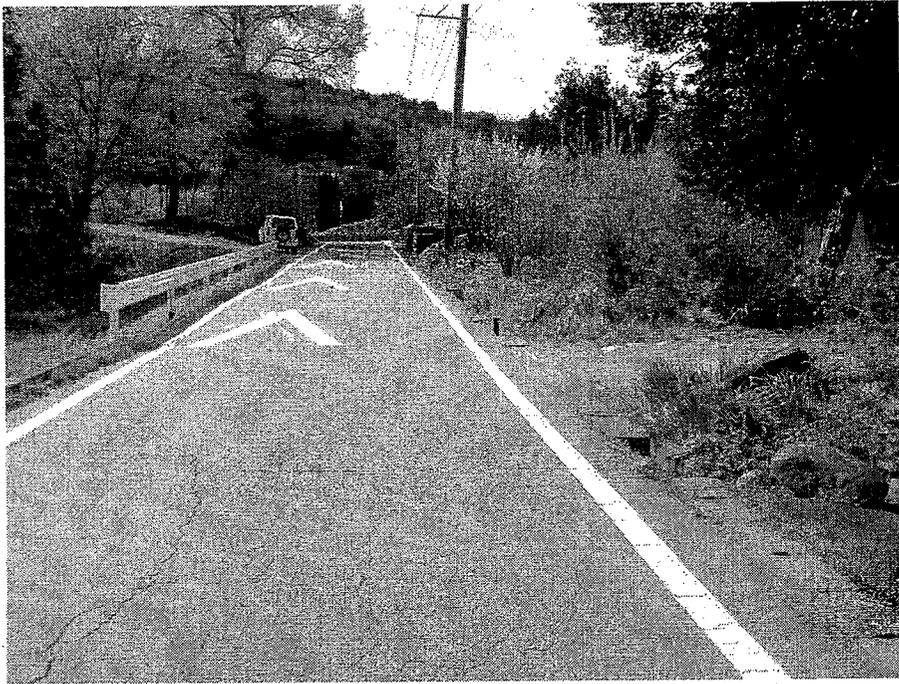
4月10日午前7時50分頃、下記の相手方が町道古町境の沢線台城公園入口付近を西へ走行中、車のすれ違いをしたところ路肩集水桝に設置してあった鉄板70cm四方、厚み6mmが跳ね上がって車両の左側に当たり、左後部ドアからバンパーにかけて破損をした。鉄板は、古いもので錆びて歪みがある状態で集水桝に被せてあり、道路幅員が前後に比べ狭いところでのすれ違いであったため前輪で鉄板を踏みつけたことによる事故で予測困難なものであった。

町道の管理不備と安全対策に問題があり、下記日付で相手方と示談が成立しましたので、総合賠償保険にて損害賠償をするものです。

記

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1. 損害賠償の額 | 515,358円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | 筒井 仁介 下伊那郡豊丘村神稲 1012-3 |
| 3. 示談成立日 | 平成27年5月25日 |
| 4. 破損内容 | リアドア1枚、リアバンパー1式 |
| 5. 事故の場所 | 町道古町境の沢線（古町南部） |
| 6. 車両 | ボルボ 普通乗用車 |





松川町選挙管理委員会委員名簿

(任期 平成26年9月26日～平成30年9月25日)

選挙管理委員

住 所	氏 名	生年月日	TEL	
上片桐4603-4(鶴部)	上原 満憲	昭和18年7月25日	36-2811	委員長
生田2324-1(部奈2)	林 春男	昭和24年2月5日	36-2840	代理 H27.6.1～
元大島660-8(古町北部)	小澤 和明	昭和24年6月9日	36-5248	
上片桐1704-4(町谷)	光澤 道利	昭和24年2月9日	37-2624	

選挙管理委員補充員

住 所	氏 名	生年月日	TEL	補充順位
元大島1532-1(中央2)	卷井 千穂子	昭和25年8月16日	36-2277	1
松川町元大島3853番地	水野 はる子	昭和22年1月11日	36-3763	2
松川町生田 753番地1	伊藤 和志	昭和26年3月2日	36-3994	3
欠員				4

工事入札結果の報告について

- 工事名 平成26年度 社会資本整備総合交付金事業
(道路事業)
町道大草線 橋梁整備工事
- 工事場所 郷原4工区
- 契約方法 指名競争入札
- 契約金額 39,960,000円
- 契約業者 有限会社 泉崎組
- 契約工期 平成27年 6月 2日 から
平成28年 2月 29日 まで